

フ) 那覇市民会館、那覇市パレット市民劇場、那覇市民ギャラリー

・施設の概要（那覇市民会館）

項目	内容
所在地	那覇市寄宮 1 丁目 2 番 1 号
所管課	那覇市役所市民文化部文化振興課
供用開始年月	昭和 45 年 11 月 18 日
設置目的	市民の舞台芸術活動を推進し市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るため。
設置根拠条例	那覇市民会館条例、那覇市民会館条例施行規則
主な施設種類	大ホール、中ホール
敷地面積（公有財産表）	8,552.00 m ² （県有地）
延床面積（公有財産表）	7,170.74 m ²
施設取得費	なし
開館時間	9：00～22：00
休館日	火曜日、年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）
利用料金等	別紙料金表参照
施設の特徴	大ホール、中ホール、和室、会議室からなる多目的文化施設。

・施設の概要（那覇市パレット市民劇場）

項目	内容
所在地	沖縄県那覇市久茂地 1 丁目 1 番 1 号
所管課	那覇市市民文化部文化振興課
供用開始年月	平成 3 年 6 月 2 日
設置目的	市民の舞台芸術活動を推進し市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るため。（那覇市パレット市民劇場条例第 1 条）
設置根拠条例	那覇市パレット市民劇場条例、那覇市パレット市民劇場条例施行規則
主な施設種類	劇場ホール
敷地面積（公有財産表）	318.26 m ²

延床面積（公有財産表）	1,556.58 m ²
施設取得費	土地 199,457,859 円 建物 453,447,420 円、
開館時間	9：00～22：00
休館日	火曜日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
利用料金等	別紙料金表参照
施設の特徴	小劇場（417人収容）。小劇場としては、舞台を広くとっており、観客席全域に難聴者用設備を備えている。

・施設の概要（那覇市民ギャラリー）

項目	内容
所在地	沖縄県那覇市久茂地1丁目1番1号
所管課	那覇市役所市民文化部文化振興課
供用開始年月	平成3年6月2日
設置目的	広く市民に美術活動の発表の場を提供し、美術活動の奨励と普及を図り、美術文化の向上に資すること。
設置根拠条例	那覇市民ギャラリー条例、那覇市民ギャラリー条例施行規則
主な施設種類	第1展示室(86.76 m ²)、第2展示室(225.06 m ²)、第3展示室(61.51 m ²)
敷地面積（公有財産表）	
延床面積（公有財産表）	373.33 m ² （賃貸）
施設取得費	なし（賃貸物件）
開館時間	10：00～19：00
休館日	月曜日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
利用料金等	別紙料金表参照
施設の特徴	3展示室があり、展示室を組み合わせ、2室または1室としても利用可能。

1. 監査の結果と意見（那覇市民会館について）

（1）施設の状況について

那覇市民会館（以下、「市民会館」という。）は、市民の舞台芸術活動を推進し市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るため、設置されている。

昭和45年11月18日に供用開始された施設であり、大ホール、中ホール、会議室からなる。

市の直営であり指定管理者制度が導入されていない。

(2) 利用者数について

市民会館の施設入場者数、利用件数は、以下のとおりである。

年度	入場者数 (大ホール)	入場者数 (中ホール)	利用件数 (大ホール)
H22	128,316 人	27,795 人	169 件
H23	107,110 人	26,635 人	177 件
H24	114,284 人	25,014 人	162 件

【意見】

まず、入場者数は、市民会館の利用者（主催者）が申告した数の合計数であるが、正しい数字を把握できていない利用者（主催者）もいるものと思われるし、利用者（主催者）の自己申告であるから、入場者数の合計数は、必ずしも正しい数字だとは言えない。

稼働率（1回でも利用があった日／稼働できる日）は、大ホールで約60％から約70％、中ホールでも約70％から約80％であり、決して悪い数字ではないと思われる。しかし、上記稼働率は、1日に1回でも利用があれば稼働があったものとみなした集計数字であり、夜間だけの利用の場合で、昼間に利用がなかった場合でも、利用があったものと集計されている。実際には、平日の昼間などにおいては、空きが多いものと思われるところ、さらに稼働率を上げる取組みを行ってもよからう。

(3) 収支の状況について

市民会館の歳入歳出の年度別経費は、以下のとおりである。

市民会館歳入歳出の年度別経費

(単位:円)

		歳 入	平成 22 年度 決算額	平成 23 年度 決算額	平成 24 年度 決算額
		施設使用料	34,099,649	34,401,794	30,414,654
人 件 費	歳 出		平成 22 年度 決算額	平成 23 年度 決算額	平成 24 年度 決算額
	1	館長	9,539,000	9,349,000	9,418,000

	2	主幹級	8,483,000	8,342,000	8,243,000
	3	係長級	7,859,000	7,669,000	7,525,000
	4	主事級	11,360,000	11,056,000	10,690,000
	5	非常勤職員 1 人	2,018,252	2,110,070	2,564,655
		合計	39,259,252	38,526,070	38,440,655

需用費	4	消耗品費	1,578,143	1,401,876	1,500,279
	5	燃料費	9,984	29,124	43,989
	6	印刷製本費	20,000	88,725	49,140
	7	光熱水費	22,100,704	22,466,424	21,925,555
	8	修繕料(施設等)	6,739,395	6,699,956	14,411,922
	9	修繕料(備品)	65,047	55,650	0
役務費	10	電話料金	209,415	217,936	250,170
	11	ピアノ保守点検等	1,136,050	1,078,587	777,350
	12	火災保険料	74,510	74,510	74,510
委託料	13	業務委託料	67,556,430	67,202,700	65,590,575
賃借料 使用料	14				
		会館敷地賃借料	7,796,088	7,813,188	7,939,584
		複写機賃貸料/その他	1,075,573	753,856	244,000
	15				
原材料費	16				
		原材料費	7,428	17,645	21,157
備品購入費	17	備品	43,425	56,700	0
		人件費以外合計	108,412,192	107,956,877	112,828,231
		人件費込み合計	147,671,444	146,482,947	151,268,886

【意見】

市民会館の設置目的は、市民の舞台芸術活動を推進し市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るため、ということにあり、このような目的のために市民会館が果たす役割は小さくないものと思われ、市の費用負担によって施設を存続させる意義が認められる。

ただ、年間の収支は、平成24年度は、人件費約3,800万円、光熱水費約2,200万円、修繕料（施設等）約1,400万円、業務委託料（音響装置保守点検業務、舞台装置保守点検業務、空調設備保守点検業務、消防設備保守点検業務、変電室技術管理業務、清掃業務、警備業務、舞台技術業務など）約6,500万円などを主とした支出があり、人件費以外で1億1,282万8,231円の支出、人件費込みで1億5,126万8,886円の支出である。他方、収入は、施設使用料で年間3,041万4,654円である。

以上より、市民会館は、年間約1億2,000万円のマイナスとなっている。

このように、市民会館は、市民の教養に資するという重要な価値や意義があるとしても、毎年の維持費に多額の費用を負担している。年間1億2,000万円の負担というのは極めて重いと言わざるを得ない。

しかし、施設利用料金について、収支健全化を主眼として料金設定としてしまうと、高額な料金設定となってしまう、市民が利用し難くなってしまうおそれがある。市民のためには、市民が使い易い利用料金を設定しなければならず、料金値上げには限界がある。値上げを行うと、利用者の負担が増大するのであり、市民が利用し易い料金設定という観点からすると、一定程度のマイナス収支はやむを得ないものと思われる。

また、文化や芸術に対しては、金銭的な価値や評価を下すのが難しく、文化に対する支出については、経済的合理性や費用対効果を測りづらい。どの程度の費用を支出すればどの程度市民の教養に資するのかなどという判断は到底できない。舞台芸術活動という文化のためにどの程度の費用をかけるべきか、非常に難しい問題である。

したがって、上記のような費用負担が妥当なものであるか、妥当でないのか、その判断は難しいところであるが、これだけ多額の費用の支出を余儀なくされている以上、漫然と施設運営をするのではなく、経費削減の可能性や施設存続の必要性について、絶えず慎重に検討しなければならないであろう。

この点、市民会館は、昭和45年に供用開始された建物であり、築後40年以上が経過し、老朽化している。平成24年度の修繕費は約1,400万円であり、修繕のために過大な費用負担を余儀なくされている。市は、新施設建設を検討しているところ、修繕費等の過大な維持費の負担をなくすためにも、新施設建設に検討を早急に行うべきであろう。

また、市民会館の運営について、経費削減のために、指定管理者制度を導入することを検討すべきであろう。なお、現行の条例では、施設の設置目的が明確に定めら

れていない。公の施設たる設置条例には、その設置目的を明確に定めるべきである。

(4) 人件費について

上記のとおり、人件費で年間約3,800万円を要しており、その内訳は、平成24年度において、館長(941万8,000円)、主幹級(824万3,000円)、係長級(752万5,000円)、主事級職員2名(1,069万円)、非常勤職員1名(256万4,655円)である。

【意見】

市民会館の運営にあたり、どの程度の人員と人件費を要するのか、その判断は難しいところである。

この点、舞台技術業務については、年間約3,500万円の業務委託契約を締結しており、舞台技術については、業務委託により専門的な技術者が配置されているものと思われ、市民会館の職員は、舞台技術については関与していないものと思われる。

このようなことからすると、市民会館の職員の業務は、予約受付、予約管理、利用者との調整、施設管理等の事務が中心だと思われるが、非常勤職員を含めて6名の職員を配置するのは、多いように思われる。業務の効率化による人件費削減を目指すべきであろう。





上部が剥離し、補修した箇所



剥離箇所と緑のカーテン

２．監査の結果と意見（那覇市パレット市民劇場について）

（１）施設の状況について

パレット市民劇場（以下、「市民劇場」という。）は、「市民の舞台芸術活動を推進し市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るため」（那覇市パレット市民劇場条例第１条）、那覇市久茂地の商業施設「パレットくもじ」９階に設置されている。

市民劇場は、４１７人収容の小劇場である。

平成３年６月２日に供用開始されており、施設取得費は土地１億９,９４５万７,８５９円、建物４億５,３４４万７,４２０円である。

平成２４年時点においては、市の直営であったが、平成２５年から指定管理者制度が導入された。

（２）利用者数について

施設入場者数、利用件数は、以下のとおりである。

年度	入場者数	利用件数
H22	55,625 人	207 件
H23	57,249 人	211 件
H24	41,008 人	176 件

なお、平成２４年に入場者数、利用件数が減っているのは、同年度に施設の改修工事を行っていたからとのことである。

【意見】

まず、入場者数は、市民劇場の利用者（主催者）が申告した数の合計数であるが、正しい数字を把握できていない利用者（主催者）もいるものと思われ、利用者（主催者）の自己申告であるから、入場者数の合計数は、必ずしも正しい数字だとは言い難い。

利用件数からすると２日に１回以上の利用があるということであるが、稼働率（１回でも利用があった日／稼働できる日）は、施設の改修工事を行っていた平成２４年でも７４．２％、それ以外の年や８０％程度であり、この数字だけ見ると利用件数は悪くはないとも思われる。しかし、上記稼働率は、１日に１回でも利用があれば稼働があった

ものとみなした集計数字であり、夜間だけの利用の場合で、昼間に利用がなかった場合でも、利用があったものと集計されている。実際には、平日の昼間などにおいては、空きが多いものと思われるところ、さらに稼働率を上げる取組みを行ってもよからう。

(3) 収支の状況について

市民劇場の歳入歳出の年度別経費は、以下のとおりである。

市民劇場歳入歳出の年度別経費

歳 入	平成 22 年度 決算額	平成 23 年度 決算額	平成 24 年度 決算額
施設使用料	19,337,355	20,719,031	16,340,026

人件費	歳 出		平成 22 年度 決算額	平成 23 年度 決算額	平成 24 年度 決算額
	1	係長級	7,810,000	7,669,000	7,525,000
	2	主事級職員 2 人	11,360,000	11,056,000	10,690,000
	3	非常勤職員 2 人	3,575,828	3,616,710	3,634,582
		合計	22,745,828	22,341,710	21,849,582
需用費	4	消耗品費	329,369	327,900	307,809
	5	印刷製本費	183,240	28,350	37,800
	6	光熱水費	5,481,001	4,572,672	4,341,848
	7	修繕料(施設等)	2,271,318	746,550	2,277,324
	8	修繕料(備品)	79,075	0	0
役務費	9	電話料金	170,373	153,465	157,450
	10	ピアノ保守点検ほか	384,300	384,300	367,500
委託料	11				
		業務委託料	28,512,015	28,589,715	28,786,290
賃借料	12				
		複写機賃貸料/その他	14,084,609	14,001,053	13,959,039
原材料	13				
		原材料費	8,172	26,362	4,232

負担金	14				
		管理組合費	12,000	12,000	12,000
		人件費以外合計	51,515,472	48,842,367	50,251,292
		人件費込み合計	74,261,300	71,184,077	72,100,874
管理組合への支払額					
		パレットくもじ共益費	14,610,180	14,610,180	14,610,180

※パレットくもじ共益費については、毎年 8 月頃に減額調整があり、金額は 852,261 円である。

【意見】

市民劇場の設置目的は、「市民の舞台芸術活動を推進し市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るため」ということにあり、このような目的のために市民劇場が果たす役割は小さくないものと思われ、市の費用負担によって施設を存続させる意義が認められる。

ただ、上記のとおり、市民劇場は、施設取得費で約 6 億 5,000 万円を要している。また、年間の収支は、人件費約 2,200 万円、業務委託費（舞台技術業務、清掃業務、舞台機構保守点検業務、照明装置保守点検業務、空調設備保守点検業務、音響装置保守点検業務等）約 2,800 万円、複写機賃貸料など約 1,400 万円などを主とした支出があり、人件費以外で約 5,000 万円の支出、人件費込みで約 7,200 万円の支出である。また、パレットくもじ共益費として年間約 1,400 万円の支出である。他方、収入は、施設使用料で年間約 1,600 万円から約 2,000 万円である。以上より、市民劇場は、共益費の負担も考慮すると、年間 5,000 万円から 5,500 万円ほどのマイナスとなっている。

このように、市民劇場は、市民の教養に資するという重要な価値や意義があるとしても、施設取得費や毎年の維持費に多額の費用を負担している。

しかし、施設利用料金について、収支健全化を主眼として料金設定としてしまうと、高額な料金設定となってしまう、市民が利用し難くなってしまうおそれがある。市民のためには、市民が使い易い利用料金を設定しなければならず、料金値上げには限界がある。この点、上記の年間施設利用料と利用件数からすると、単純に 1 件あたりの施設使用料は、平成 22 年度 9 万 3,417 円、平成 23 年度 9 万 8,194 円、平成 24 年度 9 万 2,841 円であるので、概ね 10 万円弱であり、1 回のイベントを行うにあたり負担する施設利用料としては、妥当な値段だと思われる。これ以上の値上げを行うと、

利用者の負担が増大するのであり、市民が利用し易い料金設定という観点からすると、一定程度のマイナス収支はやむを得ないものと思われる。

また、文化や芸術に対しては、金銭的な価値や評価を下すのが難しく、文化に対する支出については、経済的合理性や費用対効果を測りづらい。どの程度の費用を支出すればどの程度市民の教養に資するのかなどという判断は到底できない。舞台芸術という文化のためにどの程度の費用をかけるべきか、非常に難しい問題である。

したがって、上記のような費用負担が妥当なものであるか、妥当でないのか、その判断は難しいところであるが、これだけ多額の費用の支出を余儀なくされている以上、漫然と施設運営をするのではなく、経費削減の可能性や施設存続の必要性について、絶えず慎重に検討しなければならないであろう。

この点、平成25年から指定管理者制度を導入したことについては、経費削減やサービス向上を図ることが期待でき、評価できる。

市民劇場は、那覇市の中心部であり、一等地である「パレットくもじ」内に設置されているところ、那覇市内において最も人が集まる場所の一つであり、市民が利用しやすい場所という意味では、抜群の立地条件である。しかし、場所が良いだけに高額な取得費を負担し、現在も毎年高額な共益費の支出を余儀なくされている。このような高額な取得費や共益費を支出してまで、この場所に施設を設置しなければならないのか、疑問が残る。今後、低廉な費用負担とするために、市が区分所有している施設の売却、施設の移転も検討の余地があろう。

（４）人件費について

上記のとおり、人件費で年間約2,200万円を要しており、その内訳は、平成24年度において、係長級（752万5,000円）、主事級職員2名（1,069万円）、非常勤職員2名（363万4,582円）である。

【意見】

市民劇場の運営にあたり、どの程度の人員と人件費を要するのか、その判断は難しいところである。

この点、舞台技術業務については、年間約2,000万円の業務委託契約を締結しており、舞台技術については、業務委託により専門的な技術者が配置されているものと思われ、市民劇場の職員は、舞台技術については関与していないものと思われる。

このようなことからすると、市民劇場の職員の業務は、予約受付、予約管理、利用者との調整、施設管理等の事務が中心だと思われるが、非常勤職員を含めて5名の職員を配置するのは、多いように思われる。業務の効率化による人件費削減を目指すべきであろう。

(5) 設置目的について

市民劇場の催事内容別内訳は以下のとおりである。(件数)

種類	H22	H23	H24
音楽	108	101	95
舞踊	21	21	13
演劇	12	27	16
バラエティ	0	0	0
映画	11	8	6
演芸	4	2	5
講演・研修	28	28	20
各種大会・会議	8	12	11
その他	15	12	10
合計	207	211	176

【意見】

市民劇場の設置目的は、「市民の舞台芸術活動を推進し市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るため」(那覇市パレット市民劇場条例第1条)であり、本施設の本来的な利用方法は、音楽、舞踊、演劇、演芸などの舞台芸術活動にあるものと思われる。

この点、本施設の催事内容別内訳を見るに、音楽、舞踊、演劇、演芸などが大半を占めるものの、講演・研修や各種大会、会議という舞台芸術活動とは異なる分野にも利用されている。このような舞台芸術活動以外の分野にも門戸を広げ、市民の文化活動のために本施設を利用させること自体は否定すべきことではない。

しかし、市民劇場の設置目的が明記された条例の「市民生活の向上」との文言は不明確であり、条例の文言からすると、舞台芸術活動のための施設だと読めてしまう。そこで、本施設の設置目的が、舞台芸術活動のみならず、それ以外の市民の文化活動のためでもあることを、条例上、より明確に表記すべきであろう。

3. 監査の結果と意見（那覇市民ギャラリーについて）

（１）施設の状況について

那覇市民ギャラリー（以下、「市民ギャラリー」という。）は、広く市民に芸術活動の発表の場を提供し、美術活動の奨励と普及を図り、美術文化の向上に資するため、那覇市久茂地の商業施設「パレットくもじ」６階に設置されている。

第１展示室（８６．７６㎡）、第２展示室（２２５．０６㎡）、第３展示室（６１．５１㎡）の合計３７３．３３㎡からなる。平成３年６月２日に供用開始されている。

平成２４年時点においては、市の直営であったが、平成２５年から指定管理者制度が導入された。

市民ギャラリーの歳入歳出の年度別経費は、以下のとおりである。

市民ギャラリー歳入歳出の年度別経費

（円）

歳入	施設使用料 (平成 22 年度決算額)	施設使用料 (平成 23 年度決算額)	施設使用料 (平成 24 年度決算額)
市民ギャラリー	9,918,594	9,432,486	8,050,014

人件費	1	歳出	平成 22 年度 決算額	平成 23 年度 決算額	平成 24 年度 決算額
		非常勤職員 2 人	3,648,132	3,651,236	3,634,902
		合計	3,648,132	0	3,634,902
需用費	2	消耗品費	109,320	53,812	53,851
	3	印刷製本費	－	0	－
	4	光熱水費	1,606,856	1,102,648	1,303,743
	5	修繕料	193,515	526,050	630,000
役務費	6	通信運搬費（電話料金等）	38,630	38,216	40,276
	7	カーペットクリーニング	109,200	109,200	0

	8	冷房機保守点検	69,825	72,000	72,000
委託料	9	害虫駆除ガス薫蒸業務	148,050	148,050	148,050
賃借料 使用料	10	賃借料と共益費	28,197,553	28,197,553	28,197,553
	11	NHK 放送受信料	13,280	0	0
		人件費以外合計	30,486,229	30,247,529	30,445,473
		人件費込み合計	34,134,361	30,247,529	34,080,375

管理組合への支払額

賃借料と共益費	28,486,000	28,486,000	28,486,000
---------	------------	------------	------------

また、施設入場者数、利用件数は、以下のとおりである。

年度	入 場 者 数 (人)	利 用 件 数 (件)
H22	99,211	120
H23	91,815	116
H24	81,789	109

【意見】

市民ギャラリーの設置目的は、広く市民に芸術活動の発表の場を提供し、美術活動の奨励と普及を図り、美術文化の向上に資するため、ということにあり、このような目的のために市民ギャラリーが果たす役割は小さくないものと思われ、市の費用負担によって施設を存続させる意義が認められる。

ただ、年間の収支は、人件費約360万円、賃借料と共益費約2,800万円などを主とした支出があり、人件費以外で約3,000万円の支出、人件費込みで約3,400万円の支出である。他方、収入は、施設使用料で年間約800万円から約1,000万円である。

以上より、市民ギャラリーは、年間約2,400万円から2,600万円ほどのマイナスとなっている。

このように、市民ギャラリーは、市民の教養に資するという重要な価値や意義があるとしても、毎年の維持費特に賃借料に多額の費用を負担している。

しかし、施設利用料金について、収支健全化を主眼として料金設定としてしまうと、高額な料金設定となってしまう、市民が利用し難くなってしまうおそれがある。市民のためには、市民が使い易い利用料金を設定しなければならず、料金値上げには限界がある。この点、上記の年間施設利用料と利用件数からすると、単純に1件あたりの施設使用料は、平成22年度8万2,655円、平成23年度8万1,315円、平成24年度7万3,853円であるので、概ね8万円程度であり、1回のイベントを行うにあたり負担する施設利用料としては、妥当な値段だと思われる。これ以上の値上げを行うと、利用者の負担が増大するのであり、市民が利用し易い料金設定という観点からすると、一定程度のマイナス収支はやむを得ないものと思われる。

また、文化や芸術に対しては、金銭的な価値や評価を下すのが難しく、文化に対する支出については、経済的合理性や費用対効果を測りづらい。どの程度の費用を支出すればどの程度市民の教養に資するのかなどという判断は到底できない。美術活動という文化のためにどの程度の費用をかけるべきか、非常に難しい問題である。

したがって、上記のような費用負担が妥当なものであるか、妥当でないのか、その判断は難しいところであるが、これだけ多額の費用の支出を余儀なくされている以上、漫然と施設運営をするのではなく、経費削減の可能性や施設存続の必要性について、絶えず慎重に検討しなければならないであろう。

この点、平成25年から指定管理者制度を導入したことについては、経費削減やサービス向上を図ることが期待でき、評価できる。

(2) 高額な賃借料と共益費

上記のとおり、本施設の賃借料と共益費は、平成22年度2,819万7,553円、平成23年度2,819万7,553円、平成24年度2,819万7,553円である。人件費以外の経費の9割以上を占めるのが賃借料と共益費の負担であり、賃借料と共益費は、極めて大きい負担といえる。

【意見】

市民ギャラリーは、那覇市の中心部であり、一等地である「パレットくもじ」内に設置されているところ、那覇市内において最も人が集まる場所の一つであり、市民が利用しやすい場所という意味では、抜群の立地条件である。

しかし、場所が良いだけに年間約2,800万円という極めて高額な賃借料と共益費の支出を余儀なくされている。このような高額な賃借料や共益費を支出してまで、この場所に施設を設置しなければならないのか、疑問が残る。

しかも、市民ギャラリーは、市民劇場や市民会館とは異なり、座席や舞台装置といった特殊な設備を要するものではなく、一定の広さのスペースさえ確保できれば、運営するのが可能なのである。床面積373.33㎡ほどの賃借物件を確保することは比較的容易であり、移転することは容易だと思われる。

したがって、今後、年間約2,800万円という高額な賃借料と共益費の負担を免れ、低廉な費用負担とするために、施設の移転を検討すべきであろう。

へ) 泊船揚場施設、壺川漁港代替船揚場施設

・施設の概要（泊船揚場施設）

項目	内容
所在地	那覇市泊 3 丁目 1 番 8 （那覇港管理組合所有）
所管課	商工農水課
供用開始年月	平成 1 年 9 月（泊埠頭再開発事業により移転）
設置目的	漁業活動を推進するため
設置根拠条例	那覇市船揚場設置条例
主な施設種類	建物（ウインチ小屋、倉庫）、工作物（漁船上架用ウインチ、船揚場斜路、船揚場舗装等）
敷地面積（公有財産表）	2,671.00 m ² （用地は那覇港管理組合より使用許可）
延床面積（公有財産表）	49.41 m ² （ウインチ小屋 19.71 m ² 、倉庫 29.7 m ² ）
施設取得費	2,716,000 円(建物) 74,500,500 円(工作物)
開館時間	常時（地区漁協と漁船との調整による）
休館日	無
利用料金等	岸壁、物揚場、船揚場等係留施設 ： 5 トン未満 隻／日 105 円 ： 5 トン以上 隻／日 210 円 船揚場施設用地 ： 工作物を設置しない場合 1 m ² /月 50 円 ： 工作物を設置する場合 1 m ² /月 10 円 ※那覇市船揚場設置条例第 6 条第 3 項にもとづき免除
施設の特徴	主に漁船の補修メンテナンス等に使用

・施設の概要（壺川漁港代替船揚場施設）

項目	内容
所在地	那覇市旭町 123 番(国有地) 平成 14 年換地 旭町 45 番 1 より
所管課	商工農水課
供用開始年月	平成 4 年 7 月 1 日 (区画整理及び国道 329 号の改良事業により建設部より所管換え)

（２）管理状況について

現在、市は那覇市沿岸漁業協同組合に対し、当代替漁港・船揚場における保全・清掃・警備・その他維持管理業務を委託している。壺川及び泊に係る委託料は、各々月額 23 千円及び 15 千円程度であり、利用者でもある受託者のボランティア的な働きに負うところがあることは否めない。また一般市民による利用機会も想定しがたい施設であるため、指定管理者の導入を検討すべき状況にはないものと思われる。

現場の状況を視察したところ、壺屋代替漁港・船揚場は必要最低限の管理が行われているものと推察されるものの、夜間の警備などには余力が振り向けられる状況ではない。近年、漁船に積載していた機器や、（近隣斜面の除草用に）飼育中の山羊が夜間盗難に遭う被害もあり、門扉を充実させるなどの対策を講じている。現状は落ち着いているものの、今後、公の施設に侵入者などによる被害が生じないか、警戒する必要がある。

施設利用料に係る管理については、すべての船が減免措置を継続しているが、これまでの免除額の累計などについて市は特に把握していない。

そもそも免除申請を受けて、減免の措置を講じるため、実態のない船にこれを行うこと自体が望ましくなく、操業の実態にあわせた利用料管理の徹底が望まれる。

【意見】

壺川代替漁港・泊船揚場は、一般国道 329 号線改良事業や泊埠頭再開発事業により移転を余儀なくされた経緯があり、新たな漁港の建設が待たれるところである。現在、那覇軍港と共同使用海域の自由貿易地域地先に建設される可能性が高く、将来、漁業補償等の問題が懸念される事態が生ずる可能性は低い。

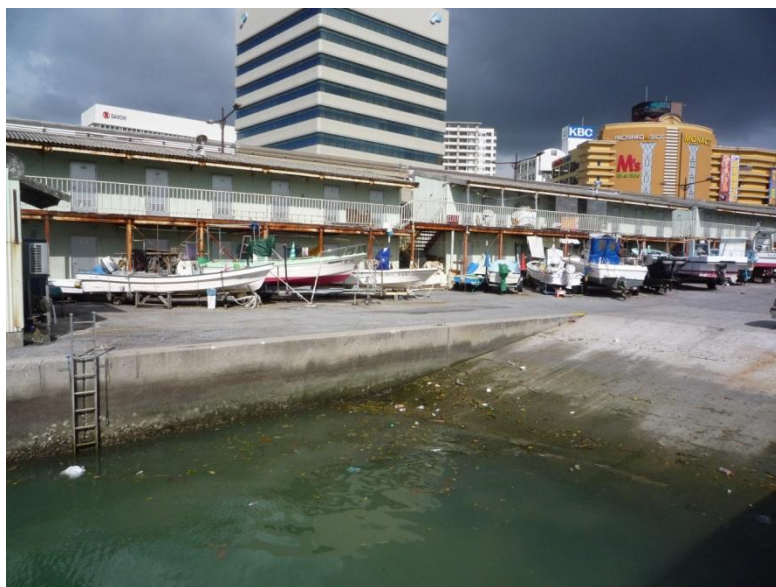
しかし、現在の代替港からの移転は、当然漁業の実態がある事業者、船舶を基礎に移転管理がなされるべきであることに鑑みれば、現況の管理体制はやや心もとなく思われる。死亡者等言うまでもなく、操業実態のない「幽霊組合員」や水揚げのない船舶などの把握に努め、正式漁港の開業に充分備えていただきたい。

また、5 t 未満船舶の一日あたり使用料 105 円を、壺川・泊の登録船舶 68 隻すべてに当てはめ、粗計算すると年間減免料は約 260 万円となる。これを仮に 30 年間に限って遡及計算しても 78 百万円である。同様に施設用地についても、工作物を設置する場合の単価 1 m²あたり月 10 円を用いて、壺川 2,265 m²及び泊 2,671 m²について計算すると、30 年間累計で約 18 百万円となる。これらは那覇市船揚場施設条例に定める最低単価を適用したものであり、実際は更に膨らむ可能性がある。

今後、何らかの補償の問題が生ずる事態は想起し難く、この様な減免額の履歴が交渉のテーブルに乗る機会はずなないこととは言え、減免金額のスケール自体には重要性が認められる。過去、今後を問わず可能な限り利用料の免除額について把握に努めることが望ましい。

壺川代替漁港の平成 24 年度漁獲高は 8,212 千円であり、稼働する船舶数に比して意

外に低い額であるとの印象は否めない。自覚しつつ活動の少ない「名ばかり」の組合員はいないものと理解しているが、正式漁港の開港の際には、真に意欲ある漁業者が低操業に見舞われることのないよう、利用料免除の根拠である、水産業の振興に努めていただきたい。



壺川漁港代替船揚場



ホ) 第一牧志公設市場、牧志公設市場

・施設の概要（第一牧志公設市場）

項目	内容
所在地	那覇市松尾 2 丁目 10 番 1 号
所管課	経済観光部 なはまちなか振興課
供用開始年月	昭和 25 年 12 月
設置目的	安心安全な食料品等を供給し市民生活の安定向上に寄与することを目的として設置。
設置根拠条例	那覇市公設市場条例
主な施設種類	店舗、倉庫、事務室、冷蔵庫
敷地面積（公有財産表）	1,801.53 ㎡
延床面積（公有財産表）	3,861.52 ㎡
施設取得費	427,740,000 円
開館時間	午前 8 時から午後 10 時（4 月 1 日から 10 月 31 日） 午前 9 時から午後 9 時（11 月 1 日から 3 月 31 日）
休館日	毎月第 4 日曜日、1 月 1 日～3 日、旧正月、旧 7 月 16～17 日
利用料金等	店舗使用料 1 ㎡当たり 3,150 円～5,250 円
施設の特徴	沖縄の伝統的な食材を中心に精肉、鮮魚、生鮮などを扱う店舗が入居している。近年は観光客が増え、国際通り周辺地域の中核的な観光拠点となっている。

・施設の概要（牧志公設市場衣料部）

項目	内容
所在地	那覇市牧志 3 丁目 3 番 10 号
所管課	経済観光部 なはまちなか振興課
供用開始年月	昭和 26 年 8 月
設置目的	衣料品を供給し市民生活の安定向上に寄与することを目的として設置。
設置根拠条例	那覇市公設市場条例
主な施設種類	店舗、倉庫
敷地面積（公有財産表）	801.45 ㎡

産表)	
延床面積（公有財産表）	558.99 m ²
施設取得費	
開館時間	午前8時から午後10時（4月1日から10月31日） 午前9時から午後9時（11月1日から3月31日）
休館日	毎月第2火曜日、第4日曜日、1月1日～3日、旧暦1月1日～2日・16日、旧暦7月14～16日
利用料金等	店舗使用料 1 m ² 当たり 5,670 円～7,875 円
施設の特徴	主に呉服を取扱う店舗が多い。

1. 監査の結果と意見

（1）施設の老朽化について

那覇市の公設市場は、那覇市公設市場条例に基づいて設置されており、平成24年4月1日現在、那覇市牧志公設市場（衣料部・雑貨部）、那覇市第一牧志公設市場、那覇市宇栄原公設市場の3か所の市場がある。このうち、那覇市宇栄原公設市場は、宇栄原市営住宅に併設されており、宇栄原市営住宅の建替にあたって、廃止が予定されている。

那覇市第一牧志公設市場は、那覇市の他の市場が、大型スーパーマーケットやファーマーズマーケットの進出をうけ、客足が減退し、廃止されていくなか、スーパーにはない沖縄料理の伝統的食材の品揃えや沖縄らしい雰囲気、観光客から人気があり、観光客の増加とともに活況を呈している。建物は、昭和47年に現在の建物に建替えられたもので、設置から40年以上が経過し、建物の老朽化が激しく、平成18年度に実施された耐力度調査において、建替の時期にきていると判断されている。建物は4階建て、1階は、鮮魚・精肉等売り場、2階は食堂、3階は精肉加工・冷蔵庫等設置場所、4階は機械室及び倉庫となっているが、施設視察時においても、特に4階部分の内壁剥離による建物損傷がみられた。

また、2階食堂フロアにおいても、天井にヒビ、剥離、水漏を応急処置した跡がみられた。現在、（予算措置がなされないため）建物の安全チェックに関する専門家による定期的な確認や打診チェック等は行われていないとのことである。

なお、第一牧志公設市場については、平成18年度に実施された耐力度調査の調査結果をうけ、平成20年度から第一牧志公設市場の再整備に向けた調査・検討等を行う事業が開始されている。平成22年度から、公設市場の再整備に向けて市場関係者と協議が重ねられているが最終的な取りまとめ報告までにはいたっていない。平成21年度の「新たな第一牧志公設市場再整備基本構想」によると、事業の合意形成後工事完了まで、5～6年かかることが予定されている。

【意見】

那覇市牧志第一公設市場は、建替が指摘された平成１８年度から、６年が経過している。施設視察においても、人が集まる建物としては、危険な状況にあると思われた。建物は目視等により、応急措置的修繕が行われてはいるが、同建物内は、老若男女の多くの観光客が訪れる場所であり、剥離等による人身事故がおきないうちに、専門家による検査を受け、早急に、改修等の対策をとり当分の間の安全性を確保すべきである。

（２）使用料・電気水道料金の滞納について

滞納繰越分については、平成２４年度滞納繰越分調定額が２５，５２４千円(使用料１２，３０１千円、電気・水道料１３，２２２千円)あり、回収は、１０，１６２千円（使用料５，１４３千円、電気水道料５，０１９千円）収入率は、使用料４１．８％、電気・水道料３８％と前年いずれも６％台であったことに比べ大幅に増加している。

不納欠損処理は、未収使用料については、５年経過後に、未収電気水道料については、１０年経過後に処理を行っている。平成２２年度、２３年度の不納欠損額がゼロとなっているのは、当該年度におこなわれるべき不納欠損処理が失念されたためである。このため、平成２４年度にまとめて不納欠損処理をおこなっており、平成２４年度の使用料不納欠損額は、３，５１９千円（１１４件）、電気水道料２，１０６千円（６０件）と比較的多額になっている。１件当たりの不納欠損額は、使用料について、３０千円、電気水道料について、３５千円と少額である。回収コストに比べ回収金額が少ないことが不納欠損処理に至っている原因かとも思われるが、不納欠損処理は、本来、市の収納となるべき金銭の回収を放棄する処理であり、滞納少額債権が、長期化して、不能欠損とならないよう適時な債権管理が求められる。

【意見】

使用料、電気水道料の徴収を民間の債権回収会社に委託しているのは、収納率の向上がみられ、評価できる。長期滞納債権については、滞納状況が長期化すると、債権額も増え、回収に時間を要し回収コストもかかるなど徴収が困難になる。また、集金代行業務において、委託している集金代行業務の範囲には限界があり、特に長期延滞債権の回収については、市の職員の適正な滞納整理に困るところが大きい。延滞状況が長期化しないよう滞納整理要綱に基づき分割納付の指導、連帯保証人への対応、小間使用許可の取消等を適時に行い未収金が長期化しないよう債権管理が必要である。また、滞納者に対しては、滞納整理を適正に行い、他の使用者との公平性の点から、施設の効率的な運用の点から歳入増加の点から適時、厳格に対処すべきである。

公設市場使用料

滞納状況 (単位:円)

年度	区分	調定額	収入済額	収入未済額	対調定収入率
平成15年度 (注)	現年度分 滞納繰越分	109,905,946 17,227,070	65,169,736 940,270	44,736,210 16,286,800	59.3% 5.5%
平成16年度 (注)	現年度分 滞納繰越分	107,556,483 25,578,325	63,226,941 1,576,917	44,329,542 24,001,408	58.8% 6.2%
平成17年度 (注)	現年度分 滞納繰越分	104,580,998 18,992,960	63,840,560 3,210,494	40,740,438 15,782,466	61.0% 16.9%

平成22年度	現年度分 滞納繰越分	89,349,781 8,546,354	88,402,050 1,684,244	947,731 6,862,110	98.9% 19.7%
平成23年度	現年度分 滞納繰越分	83,093,560 7,809,841	78,099,896 501,838	4,993,664 7,308,003	94.0% 6.4%
平成24年度	現年度分 滞納繰越分	75,128,472 12,301,667	74,598,943 5,143,575	529,529 3,638,730	99.3% 41.8%

電気・水道料

年度	区分	調定額	収入済額	収入未済額	対調定収入率
平成15年度 (注)	現年度分 滞納繰越分	35,564,023 9,111,505	28,561,267 1,578,121	7,002,756 7,533,384	80.3% 17.3%
平成16年度 (注)	現年度分 滞納繰越分	40,010,993 16,994,538	28,758,537 2,719,624	11,252,456 14,274,914	71.9% 16.0%
平成17年度 (注)	現年度分 滞納繰越分	39,248,723 13,815,023	29,467,643 2,744,538	9,781,080 11,070,485	75.1% 19.9%

平成22年度	現年度分 滞納繰越分	47,666,365 9,153,928	46,563,940 1,002,039	1,102,425 8,151,889	97.7% 10.9%
平成23年度	現年度分 滞納繰越分	48,884,226 9,262,489	44,337,827 586,154	4,546,399 8,676,335	90.7% 6.3%
平成24年度	現年度分 滞納繰越分	48,728,499 13,222,734	48,541,636 5,019,253	186,863 6,097,028	99.6% 38.0%

不納付欠損額(貸倒損失)

		金額	件数	1件あたり
平成22年度	使用料	0	0	
	電気水道料	0	0	

平成23年度	使用料	0	0	
	電気水道料	0	0	
平成24年度	使用料	3,519,362	114	30,872
	電気水道料	2,106,453	60	35,108

(注) 資料の保存期間が5年のため、平成15年度、16年度、17年度の数値は、那覇市公報(平成18年1月)より転記、なお、当該数値は11月末比較となっている。

(3) 施設利用状況について

那覇市の公設市場は、那覇市が設営した建物の中で個人商人がそれぞれ小間という形で市から場所を借り受けて商品を販売する形態の市場であり、管理運営において必要な事項は条例及び規則で定められている。

応募資格は、那覇市公設市場空小間募集の要領において定められており、①小間使用開始日において、那覇市に継続して1年以上の住所を有する満20歳以上の個人②那覇市の市税及び国民保健税の滞納のない方③使用する小間において専業可能な方④債務の保証等を行う法人、又は連帯保証人を1名つけることが出来る方⑤那覇市暴力団排除条例に規定する暴力団、又は暴力団員に該当しておらず、または関係していない方⑥那覇市公設市場条例、同施行規則その他那覇市が行う指示・指導を遵守できる方となっている。個人であること、従業員に営業をまかせず本人が商売を行うこと、年齢による制限があり、さらに、連帯保証人をつけることが要件となっている。

また、公設市場の空小間募集は、3か月ごとに定期に行われており年4回の募集となっている。空小間発生ごとの募集は行われていない。

那覇市第一牧志公設市場の過去3年間の利用状況は、1階が85%前後の使用率で、2階は、平成22年度以降、100%の利用率となっている。那覇市牧志公設市場(衣料部)の利用状況は、平成22年度は1階66%、2階47%と2階使用率が下落している。平成23年度以降は、2階店舗を1階へと移動させ、店舗を1階のみとしたため87%の使用率となっている。なお、2階は、空室であったが、平成23年7月から、「ひやみかちマチグラー館」がオープン、平成24年度からは、沖縄振興特別推進交付金を活用して、ステージイベントなどが行われている。那覇市牧志公設市場(雑貨部)の使用率は、平成22年度は70%であったが、平成23年度以降72%に上昇している。

那覇市宇栄原公設市場は、平成22年以降66%の使用率であるが、同公設市場は宇栄原市営住宅に併設されており、同市営住宅の建替に併せて廃止予定となっている。那覇市東公設市場は、平成22年9月廃止、那覇市田原公設市場、那覇市若松公設市場は、平成25年3月廃止された。

(小間について)

小間は、場所により、集客力のある場所とそうでない場所があるため、小間の場所により異なった使用料金が設定されている。また、常時自らが専従して営業できる範囲において、隣接する空小間がある場合は、複数小間の利用が可能となっている。

施設利用状況は以下のとおりである。

施設利用状況(公設市場)

市場名	年度	小間数		使用小間		空小間		使用率		業者数	
那覇市 牧志公 設市場 (衣料 部)	平成 22 年 4 月 1 日現在	1 階	111	1 階	74	1 階	37	1 階	66.7%	1 階	24
		2 階	17	2 階	8	2 階	9	2 階	47.1%	2 階	6
		計	128	計	82	計	46	計	64.1%	計	30
	平成 23 年 4 月 1 日現在		112		98		14		87.5%		29
	平成 24 年 4 月 1 日現在		112		98		14		87.5%		29
那覇市牧 志公設市 場(雑貨 部)	平成 22 年 4 月 1 日現在		97		68		29		70.1%		26
	平成 23 年 4 月 1 日現在		97		70		27		72.2%		24
	平成 24 年 4 月 1 日現在		97		70		27		72.2%		24
那覇市 第一牧 志公設 市場	平成 22 年 4 月 1 日現在	1 階	305	1 階	272	1 階	33	1 階	89.2%	1 階	119
		2 階	43	2 階	43	2 階	0	2 階	100.0%	2 階	18
		計	348	計	315	計	33	計	90.5%	計	137
	平成 23 年 4 月 1 日現在	1 階	305	1 階	264	1 階	41	1 階	86.6%	1 階	113
		2 階	43	2 階	43	2 階	0	2 階	100.0%	2 階	18
		計	348	計	307	計	41	計	88.2%	計	131
	平成 24 年 4 月 1 日現在	1 階	305	1 階	256	1 階	49	1 階	83.9%	1 階	105
		2 階	43	2 階	43	2 階	0	2 階	100.0%	2 階	18
		計	348	計	299	計	49	計	85.9%	計	123
那覇市 東公設 市場	平成 22 年 4 月 1 日現在		11		6		5		54.5%		2
	平成 23 年 4 月 1 日現在		—		—		—		—		—
	平成 24 年 4 月 1 日現在		—		—		—		—		—
那覇市 田原公 設市場	平成 22 年 4 月 1 日現在		16		15		1		93.8%		6
	平成 23 年 4 月 1 日現在		16		15		1		93.8%		6
	平成 24 年 4 月 1 日現在		—		—		—		—		—

那覇市 宇栄原 公設市 場	平成 22 年 4 月 1 日現在		18		12		6		66.7%		3
	平成 23 年 4 月 1 日現在		18		12		6		66.7%		3
	平成 24 年 4 月 1 日現在		18		12		6		66.7%		3
那覇市 若松公 設市場	平成 22 年 4 月 1 日現在		48		40		8		83.3%		28
	平成 23 年 4 月 1 日現在		48		40		8		83.3%		26
	平成 24 年 4 月 1 日現在		－		－		－		－		－

※那覇市牧志公設市場(衣料部)2階の小間は、平成23年3月で1階へ集約。

※那覇市東公設市場は、平成22年9月で廃止。

※那覇市田原公設市場は、平成25年3月で廃止。

※那覇市若松公設市場は、平成25年3月で廃止。

【意見】

公設市場の管理運営事業費は、光熱水費を除きほとんどが固定費であるため、空小間の増加は、市場使用料収入の減少となり、市場運営管理費の税負担が増加する。公設市場は、小間貸しになっているため、使用料は、1小間月1万円前後、最も高い小間でも1万6千円程度と使用料が安いにも関わらず、空小間があるのは何故か募集要件等を含めアンケート等により原因を究明し、対策をたてるべきである。また、空小間があると市場の雰囲気も悪くなり商売にも差し障りがでる。募集は時期を定めて行うのではなく空小間がでるたびに頻繁に募集をおこなうなど募集回数を増加し、早期に空小間状態を解消すべきである。

(4) 財政状況について

3市場4施設（第一牧志公設市場、牧志公設市場・衣料部、牧志公設市場・雑貨部、宇栄原公設市場）の平成24年度収入実績は、133,303千円で、支出は153,124千円となっており、差引19,821千円の支出超過の状態にある。支出額に、市担当職員の平均給与で積算した市職員6名の人件費43,696千円を加算すると、63,517千円の支出超過となる。

指定管理者制度を導入した場合は、市担当職員は、指定管理者制度導入による事務事業を行う者のみでよく、関与する市職員数が減少し、コスト削減効果が発生するものと考えられる。また、指定管理者の経営努力により空小間が減少すれば、税金による負担も減少する。仮に牧志公設市場と第一牧志公設市場の空小間が全部使用されると概算で90小間×1万円×12か月で10,800千円の収入増加となる。

施設の収入支出の実績(平成 22 年度～24 年度) (単位:千円 千円未満切捨)

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
収入 A	137,652	123,525	133,303
公設市場使用料(現年度分)	88,402	78,099	74,598
公設市場使用料(滞納繰越分)	1,684	501	5,143
公設市場光熱水費(現年度分)	46,563	44,337	48,541
公設市場光熱水費(滞納繰越分)	1,002	586	5,019
支出 B	145,176		153,124
(1) 公設市場管理運営事業	145,176	149,979	136,300
(内訳)			
非常勤報酬	4,255	4,259	4,659
時間外勤務手当等	302	459	45
光熱水費	57,738	58,917	58,289
修繕料(施設等)	12,175	13,441	2,984
業務委託料	44,352	46,439	43,346
使用料及び賃借料	24,328	24,176	24,164
その他	2,022	2,284	2,664
(2) 公設市場環境整備事業			
(内訳)			16,824
時間外勤務手当等			420
修繕料(施設等)			16,403
A-B	△ 7,524	△ 26,454	△ 19,821
市担当者の平均給与積算額 C	49,353	48,867	43,696
D: B+C:	194,529	198,846	196,820
A-D	△ 56,877	△ 75,321	△ 63,517
施設内訳	第一牧志公設市場	第一牧志公設市場	第一牧志公設市場
	牧志公設市場(衣料部)	牧志公設市場(衣料部)	牧志公設市場(衣料部)
	牧志公設市場(雑貨部))	牧志公設市場(雑貨部))	牧志公設市場(雑貨部))
	宇栄原公設市場	宇栄原公設市場	宇栄原公設市場
	田原公設市場		
	若松公設市場		

【意見】

公設市場の運営管理には、年約60,000千円の税金が費やされている。指定管理者導入によって、民間のノウハウを生かした取組が期待され、空小間の縮減、経費削減が期待される。また、所管課においても、公設市場の日常的管理運営業務から解放されて、市として取り組むべき重要な課題に集中できるものと思われる。

那覇市は、指定管理者制度を現時点で、導入しない理由として、第一牧志公設市場について、「第一牧志公設市場は、老朽化による建替の時期にきており、今後の管理運営の在り方について、市場業者及び周辺通り会関係者と議論を重ねているところである。

第一牧志公設市場は、国際通り周辺の中核的な観光の拠点にもなっており、観光振興の役割も担っていることから、市場の機能や役割を今後どのように整理して中心商店街の活性化につなげていくかが課題となっており、公設市場のあり方については、今後の那覇市中心商店街の活性化を含め、那覇市全体のまちづくりの施策に係る重要な事案であることから、那覇市のまちづくりにおける市場としての役割、あり方が具体化した段階で指定管理者導入の可否を検討する」としている。

また、牧志公設市場についても、第一牧志公設市場と同様な理由により、現時点では指定管理者制度の導入は、見送っている。

しかしながら、公設市場の再整備には「(1) 施設の老朽化について」で述べたように、時間を要するものと思われ、当分の間は、現状のまま管理運営される可能性が高い。現状において、指定管理者制度を導入し、その効果を確認してみるのもよいのではないと思われる。





第一牧志公設市場 4階機械室内、天井などの剥離がひどい。



マ) なは商人塾、那覇市中心商店街にぎわい広場

・施設の概要（なは商人塾）

項目	内容
所在地	那覇市牧志3丁目3番4号（牧志公設市場 雑貨部2階）
所管課	なはまちなか振興課
供用開始年月	平成7年4月1日
設置目的	那覇市における商業の活性化と地域経済の振興を図るため
設置根拠条例	なは商人塾条例
主な施設種類	会議室
敷地面積（公有財産表）	713.39 m ²
延床面積（公有財産表）	353.93 m ²
施設取得費	
開館時間	午前9時から午後10時
休館日	12月29日から翌年の1月3日
利用料金等	なし
施設の特徴	本市内の商業者、関係行政機関等による会議室の利用

・施設の概要（那覇市中心商店街にぎわい広場）

項目	内容
所在地	那覇市松尾2丁目7番10号
所管課	経済観光部 なはまちなか振興課
供用開始年月	平成17年5月
設置目的	中心商店街で楽しく買物ができるための利便施設等を整備し、もって中心商店街の活性化に資する目的として、旧第二牧志公設市場跡地に設置。
設置根拠条例	那覇市中心商店街にぎわい広場条例
主な施設種類	チャレンジショップ、イベント広場、駐輪場、トイレ、久茂地児童館
敷地面積（公有財産表）	2108 m ²

延床面積（公有財産表）	177.8 m ²
施設取得費	46,519,622 円
開館時間	10 時から 19 時（チャレンジショップ）
休館日	毎週水曜日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日
利用料金等	ボックス使用料 315 円～735 円（月） イベント広場 5,250 円～10,500 円（日） 駐輪場 3,150 円（月）
施設の特徴	当該広場は、住宅街と商店街の間に位置しており、安心・安全に遊べる場所として、夕方になると、子供達の声がこだましている。平成 23 年 6 月より、久茂地児童館が暫定的に入居している。イベント利用としては、主に週末に貸し出されている。 チャレンジショップが入っている木造建物は、休憩や多目的スペースとして幅の広い軒（約 40 m ² ）が設置され、トイレ（障がい者用トイレあり）については、利用者が多く、公衆トイレとしての役割を担っている。

1. 監査の結果と意見

・なは商人塾について

（1）施設の利用状況について

なは商人塾は、商業の活性化と地域経済の振興を図るため、牧志公設市場雑貨部 2 階の空室に設置され平成 7 年 4 月に供用開始されている。延床面積は、353.93 m²で、利用料無料の直営施設である。なは商人塾条例において、商人塾の事業は、①経営に関する研修会、講習会等の開催 ②経営に関する各種相談並びに情報の収集及び提供 ③展示、研修、研究、会議等のための便宜の提供、④その他那覇市における商業の活性化と地域経済の振興を図るため必要な事業とされている。

商人塾利用状況表

	利用件数 A	利用者数 (人) B	B/A	1日あたり利用件数 (注) A/359日
平成 20 年度	418	7,453	18	1.16
平成 21 年度	369	7,319	20	1.03
平成 22 年度	263	5,553	21	0.73
平成 23 年度	255	6,276	25	0.71
平成 24 年度	230	5,520	24	0.64
合計	1535	32,121	21	
平均	307	6,424	21	0.86

(注)休館日 12月29日から翌年の1月3日

施設の収入支出の実績(平成 22 年度～平成 24 年度)

(単位:円)

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
(1) なは商人塾運営事業			
(内訳) 消耗品費	8,450	6,593	9,871
光熱水費	331,196	308,779	348,781
修繕料(備品)	0	0	0
カーペット清掃業務委託料	76,125	76,125	76,125
計	415,771	391,497	434,777
(2) 市の担当職員の人件費(注)	1,894,000	1,843,000	1,782,000
計:市職員人件費を含む施設維持管理費用	2,309,771	2,234,497	2,216,777
(3) なは商人塾空調機器設置事業	0	0	959,700
(内訳) 施設備品	0	0	959,700

(注) 担当者の職名の平均給与で積算した額

【意見】

なは商人塾には、50人収容の研修室と25人収容の会議室を設置しているが、設置目的のうち、①経営に関する研修会、講習会の開催、②経営に関する相談、情報提供等には、ほとんど利用されておらず、もっぱら、③会議等のための便宜の提供場所として利用されている。会議等の利用件数も、1日あたり平均1件にも満たない状況にある。運営事業費も最低限の施設の維持費で、経営に関する講習会等の開催、情報収集に関する事業費の発生はなく、なは商人塾というネーミングにもかかわらず、経営に関する研修会、相談等の事業は行われていない。当該施設の有効活用について、市民ニーズを把握し、事業の再検討を行う必要があると思われる。

(2) 指定管理者制度の導入について

なは商人塾の管理運営において、指定管理者制度を利用しない理由として、市は、①指定管理をすると常設で人員を配置することになり、経費負担が増えること、②地域の商業の活性化・地域経済振興のために地域の事業者等に無料で利用を許可しており、経費負担増によって、利用料等を徴収すると本来の目的が達成されにくくなると考えられることを上げ、なは商人塾における指定管理者制度の利用は適当でないとしている。

【意見】

なは商人塾は、利用状況に示されるように、有効に活用されていない。原因を分析したうえで、市民ニーズを把握し、市民サービス向上のために指定管理者制度の導入も検討すべきである。

２．監査の結果と意見

・にぎわい広場について

（１）にぎわい広場の利用状況について

中心商店街で楽しく買物ができるための利便施設等を整備し、もって中心商店街の活性化に資するため平成１６年度に宝くじ助成金１９，４２５千円、地方債２０，１００千円、一般財源６，９９４千円事業費合計４６，５１９千円をかけて設置されたものでチャレンジショップ（平成２４年度末で廃止、その後のスペースはコミュニテイルームとして使用）イベント広場、駐輪場、久茂地児童館、トイレ（健常者用及び障害者用）の施設からなる。また、平成２３年度に久茂地公民館解体による移設先として久茂地児童館が暫定的に入居したことにより、デッキが手狭になると想定し、従来の利用者のために、デッキの増設が必要として、「きめ細やかな交付金」３，５００千円、一般財源１，４８０千円、事業費計４，９８０千円をかけてデッキ増設工事を行っている。

にぎわい広場における利用者数(人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
チャレンジショップ	8,352	7,528	8,092
コミュニテイルーム	1,773	※	※
イベント広場 A	4,430	5,540	4,250
イベント広場イベント回数 B	38回	28回	33回
イベント広場イベント日数	43日	35日	42日
イベント集客人数 A/B	116	197	128

※久茂地児童館が暫定使用

【意見】

チャレンジショップの設置目的は、「新たに商品を開発して販売を行おうとしている者、新たな商売を始めようとしている者等に販売の場を提供するための企業家支援」であり、企業家を目指す者にボックスを貸して受託販売をするスタイルで、平成17年から8年近く運営された。直近のアンケート結果で、起業に結びついた者が2%しかいなかったこと、委託販売は民間でも行っており、また、インターネット販売の方法も普及していることから、行政が行う必要性は薄れているとして、平成25年3月末をもって、廃止された。廃止による財政的効果は、平成24年度実績から試算して、商品を販売管理する非常勤職員3人の人件費4,243千円の減少、チャレンジショップの使用料収入の減少887千円の減少による、差引3,356千円のコスト減少効果となる。利用者数も少ないこと、趣味的範囲を超えない出店者が多く起業に結びついた者が少なかったことから廃止は妥当である。

イベント広場のイベントは、1回あたりの利用者数は100人を超えるが、回数は、月平均3回と少なく、年間を通して利用者数が少なく有効活用されていない。にぎわい広場運営方針において、にぎわい広場の目的は、「中心商店街で楽しく買物ができるための施設」「中心商店街の活性化に資するための施設」とされているが、イベント広場は、児童館関連の利用、一時的な駐車場としての利用が多く、中心商店街の活性化目的を達成するための利用になっていない。また、木造造りのデッキの横に増設された鉄骨造りのデッキは全体のバランスを欠き、美観的にも悪く、利用者も少ない中、デッキの増設が必要であったか疑問である。

（2）指定管理者制度の導入について

現在、にぎわい広場の施設の管理は、那覇市の直営でおこなわれている。チャレンジショップ閉鎖後の主な管理運営費は、人件費が所管課担当職員1名業務割合3分の1に係る分2,508千円、24時間警備業務委託費5,827千円で、およそ9,000千円前後で、収入は、駐輪場880千円、イベント広場65千円でおよそ1,000千円前後である。那覇市としては、今後の方針として、中心商店街の活性化に資するための利用について、指定管理者制度を手段とすることも選択肢の一つとした上で、当該施設の有効活用等について検討していきたいとしている。

【意見】

現在、にぎわい広場の施設は、久茂地児童館としての利用が半分以上を占め、本来の目的である、中心商店街の活性化に資するための利用はほとんど行われていない。イベント関連については、民間の得意とする分野でもあり、指定管理者導入によって、民間の能力

を活用し、施設を利用したサービスの向上が図れる可能性がある。しかしながら、場所的に観光客の賑わう場所から少し離れていること、広場での過去のイベント収入が少額であったことから、公募にあたり応募者が集まるかどうか懸念される。



にぎわい広場

ミ) 那覇市立公民館、図書館

・施設の概要（那覇市中央公民館）

項目	内容		
所在地	那覇市寄宮 1 丁目 2 番 15 号		
所管課	生涯学習課		
供用開始年月	昭和 50 年 8 月 1 日		
設置目的	公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。（社会教育法第 20 条）		
設置根拠条例	那覇市公民館条例		
主な施設種類	公民館		
敷地面積 (公有財産表)	0 m ² ※県有地を賃貸借		
延床面積 (公有財産表)	672.00 m ²		
施設取得費	米国民政府の「那覇琉米文化会館」の譲渡を受け、昭和 50 年 8 月に那覇市教育委員会へ移管		
開館時間	午前 9 時から午後 10 時まで		
休館日	(1) 国民の祝日に関する法律第 2 条に定める国民の祝日 (2) 慰霊の日 6 月 23 日 (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで(ただし、(1)に定める日を除く。)		
利用料金等	館名	区分	使用料(円)
			室料 冷房料
	那覇市中央公民館	ホール	930 300
		会議室	160 100
施設の特徴	那覇市立中央図書館との複合施設。		

・施設の概要（那覇市立中央図書館）

項目	内容
所在地	那覇市寄宮 1 丁目 2 番 15 号
所管課	生涯学習課
供用開始年月	昭和 50 年 8 月 1 日
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。（図書館法第 2 条）
設置根拠条例	那覇市立図書館条例
主な施設種類	図書館
敷地面積 (公有財産表)	0 m ² ※県有地を賃貸借
延床面積 (公有財産表)	1078.29 m ²
施設取得費	米国民政府の「那覇琉米文化会館」の譲渡を受け、昭和 50 年 8 月に那覇市教育委員会へ移管
開館時間	火曜日から金曜日まで 午前 9 時 30 分から午後 7 時まで 土曜日及び日曜日 午前 9 時 30 分から午後 6 時まで
休館日	定期休館日 月曜日（その日が、国民の祝日に関する法律に規定する文化の日に当たるときを除く。） 定期外休館日 1 法に定める休日（文化の日を除く。） 2 法に定める休日及び文化の日が、定期休館日に当たるときは、その日の前後 7 日以内で館長が指定する日を休館日とする。 3 慰霊の日 6 月 23 日 4 年末及び年始休館（12 月 28 日から 12 月 31 日まで、及び 1 月 2 日から 1 月 4 日まで） 5 館内整理日（第 3 水曜日） 6 特別整理期間（年間 15 日以内で館長が指定する期間）
利用料金等	なし
施設の特徴	那覇市中央公民館との複合施設。

1. 監査の結果と意見

・公民館について

(1) 施設の状況について

那覇市の公民館は、中央公民館（開館年月：昭和50年8月）、小禄南公民館、首里公民館、若狭公民館、石嶺公民館、繁多川公民館、牧志駅前ほしぞら公民館の7公民館で、それぞれ図書館を併設した複合型の施設となっている。7つの公民館のうち、中央公民館は他の公民館との連絡調整及び統括を行う役割を担っている。

中央公民館は、米国民政府の「那覇琉米文化会館」の譲渡を受け昭和50年8月に那覇市教育委員会へ移管され同年供用開始されたもので、築44年を経過しており、老朽化している。壁にヒビ割れがみられるが、ひどい剥離とかは目視されないが、公共の建物で、不特定多数の者が利用する施設であり、建物の耐久力検査、耐震検査による安全の確保が必要である。

【意見】

中央公民館の敷地は沖縄県の県有地となっているが、改修、建替、移転、他の公民館への統合等、安全性の面から検討を要する時期にあるものと思われる。

(2) 利用状況について

公民館は、地域内住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置されており、グループ活動、講座学級、展示会、講演会、研修会などに利用されている。平成24年度稼働率（＝利用者数÷（収容人員×開館日数）で算出）は、中央公民館約20%、小禄南公民館約28%、首里公民館約38%、若狭公民館(NPO 法人地域サポート若狭に業務委託)約32%、石嶺公民館約47%、繁多川公民館(NPO 法人なはまちなかネットに業務委託)約39%、牧志駅前ほしぞら公民館約74%となっている。牧志駅前ほしぞら公民館が突出しているのは、施設が新しいことと商業地に立地した立地の優位性に因るものと思われる。また、利用内容をみると、利用者の6割以上はグループ活動に利用しており、展示会は、図書館の業務委託を行っている若狭公民館、繁多川公民館を除く他の公民館では、ほとんど行われていない。また、講演会にも、ほとんど利用されていない。

グループ活動での利用者が多いため、那覇市の公民館では、毎年2月頃に趣味、学習活動等で定期的に公民館の利用を希望する団体の申請を受け付けており、グループ活動で公民館を利用する場合は、毎年2月頃、那覇市に登録申請を行わなければならないことになっている。各団体への途中入会希望者は、随時その団体へ直接申し込むこととされている。グループ活動は、外国語会話、ダンス、ヨガ、三味線などであるが、講師が

民間に比して安価な貸室を利用した営業をおこなわないように留意する必要があり、公民館では、営業のために貸室が利用されないように講師がいる場合は、申込書に報酬の記載を求めているとのことであった。また、利用が特定のグループにかたよらないように配慮しているとのことであった。

公民館利用者数（人）

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
中 央	31,462	32,113	30,142	21,714	22,727
久茂地	70,782	73,868	67,465	4,871	-
小禄南	64,274	62,665	59,875	51,536	53,474
首 里	103,199	101,191	93,182	91,253	84,097
若 狭	50,226	50,939	48,006	48,004	46,280
石 嶺	42,114	54,308	52,087	51,572	50,822
繁多川	45,523	48,051	50,066	52,039	43,782
ほしぞら	-	-	-	96,616	125,912
計	407,580	423,135	400,823	417,605	427,094

※平成 23 年度については、久茂地公民館は 4 月分のみ、牧志駅前ほしぞら公民館は 7 月以降の分。

平成24年度公民館施設利用状況（人）

公民館	利用内容						プラネタリウム	利用者計
	グループ活動	講座学級	展示会	講演会	研修会	その他		
中央	17,167	1,893	0	55	156	3,456		22,727
小禄南	36,675	1,329	0	0	0	15,470		53,474
首里	61,739	791	0	96	1,443	20,028		84,097
若狭	26,910	1,032	1,150	1,097	1,175	14,916		46,280
石嶺	30,191	1,463	0	150	59	18,959		50,822
繁多川	21,887	1,761	11,374	120	468	8,172		43,782
牧志駅前ほしぞら	79,477	2,073	3,822	0	262	15,692	24,586	125,912
計	274,046	10,342	16,346	1,518	3,563	96,693	24,586	427,094

平成24年度公民館稼働率計算

	開館年月 日	収容人員 A	利用者数 B	利用可能 日数 C	$A \times C : D$	稼働率 E: $B \div D$
中央	S50・8	315	22,727	347	109,305	20.79%
小祿 南	S57・5	545	53,474	347	189,115	28.28%
首里	S58・11	635	84,097	347	220,345	38.17%
若狭	H4・6	405	46,280	347	140,535	32.93%
石嶺	H8・6	310	50,822	347	107,570	47.23%
繁多 川	H17・4	320	43,782	347	111,040	39.43%
牧志	H23・7	484	125,912	347	167,948	74.97%
計		3,014	427,094	2,429	1,045,858	40.83%

【意見】

現状の利用状況は、公民館側からの市民ニーズに基づいた講座や講演会、研修会の提供という教育的活動の側面は乏しく、住民の趣味的な倶楽部活動のための場所の提供という貸し館的存在になっている。そのため、新しく交通アクセスのいい公民館は利用者が多く、古い公民館は、利用者が減少傾向にあるという状況にある。

那覇市では、若狭公民館と繁多川公民館において、NPO 法人団体に業務の一部を委託しているが、業務委託によって、人件費の削減効果による経費の負担減はみられるものの、業務委託を行っていない公民館に比べて、利用状況、利用内容において、特に差異はみられない。

公民館設置目的である社会教育のための講座学級、展示会、講演会、研修会は、開催回数も、利用者も少なく、公民館活動が多様化した市民ニーズに対応していないことを示している。このような状況から脱却し、公民館施設の有効活用のために、指定管理者制度を導入している他県の状況も参考にしつつ、公民館の教育的機能を高めるためにもどのような管理運営が望ましいか更なる検討を行うべきである。

(3) 指定管理者制度導入について

指定管理者制度を導入しない理由として、中央公民館については、他の公民館の連絡調整及び統括を行うとともに、公民館運営の政策的な判断を要するためとし、若狭公民館と繁多川公民館については、一部業務委託を導入しているため、その他の小祿南公民

館、首里公民館、石嶺公民館、牧志駅前ほしぞら公民館については、地域拠点としての公民館における指定管理者としてのノウハウを有する団体の存在が不明なため導入しないとしている。なお、将来的には、中央公民館を除き、若狭公民館と繁多川公民館をはじめ、他の4公民館において、諸条件が整備（地域住民の声を踏まえるなど）され次第、指定管理者制度の導入を検討していくとしている。

【意見】

しかしながら、広島市公民館など他県においては、指定管理者制度が導入されており、指定管理者としてのノウハウを有する団体の存在が不明なためという理由は説得力に欠ける。また、現行の公民館の利用状況は、貸し館的存在になっており、教育的活動の面から、市民ニーズに十分対応しているとは言えない状況にあることから、今後は、指定管理者制度を導入し、施設の管理主体を民間事業者、NPO法人等に広く開放することにより、民間事業者の活力を生かした住民サービスの向上、施設管理における経費の節減を図るべきである。

（４）現金等の管理について

中央公民館施設往査時において備品及び現金の実査を行ったが、特に指摘すべき事項はなかった。

２．監査の結果と意見

図書館について

（１）施設の状況について

那覇市の図書館と公民館は同一の建物にあり、複合施設となっている。①中央図書館・中央公民館（供用開始：昭和50年8月） ②小禄南図書館・小禄南公民館（供用開始：昭和57年5月） ③首里図書館・首里公民館（供用開始：昭和58年11月） ④若狭図書館・若狭公民館（供用開始：平成4年6月） ⑤石嶺図書館・石嶺公民館（供用開始平成8年6月） ⑥繁多川図書館・繁多川公民館（供用開始：平成17年4月） ⑦牧志駅前ほしぞら図書館・牧志駅前ほしぞら公民館（供用開始：平成23年7月）の⑦複合施設がある。複合施設となっているのは、建設コストの削減という財政的理由に因るものと考えられる。

7図書館・公民館の中で、那覇市中央図書館・公民館は、米国民政府の「那覇琉米文化会館」の譲渡を受け昭和50年8月に那覇市教育委員会へ移管され同年供用開始され

たもので、築４４年を経過しており、建物は老朽化している。視察時、ひどい剥離とかは、みられなかったが、壁にヒビ割れがみられた。

【意見】

公共の建物で、不特定多数の者が利用する施設であり、建物の耐久力検査、耐震検査により、建物の状態を把握し、安全の確保が必要である。また、建物内には、重要な文献等も存在することから、重要文献の保全管理上も建物の定期的検査による安全確保は必要である。

（２）利用状況について

図書館の利用状況をみるひとつの指標として、貸出冊数、有効登録者数、蔵書数、蔵書の回転率を取り上げて５年間の推移をみた場合、大きな変動は見られないが、５年間の那覇市の人口の推移と有効登録者数の増減を比較した場合、那覇市の人口は、６，７８７人増加（５年間の増加率１．９％）しているが、有効登録者数は、３８人減少している。これは、有効登録者数を利用者サービスの一つの指標と見た場合、サービスの低下を示すものといえる。

那覇市人口動態表より

(人)

		０～１４ 歳	１５～６４ 歳	６５歳以上	計	増加
平成２０年	３月末	５２,３４７	２０５,７７９	５４,５６６	３１２,６９２	
平成２５年	３月末	５１,５７６	２０７,４７６	５９,６５６	３１８,７０８	６,０１６

貸 出 冊 数

館名	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
中央	２１１,１５８	２１２,７０４	２１０,６９３	１９２,１４１	１７３,６０５
久茂地	１０２,５７７	９８,９４９	９６,４９７	－	－
小禄南	１７７,９７８	１８４,３３１	１８９,７７２	１９８,８５４	１９６,１４２
首里	１０３,７９４	１０６,５５７	１００,２２６	１０２,８６４	１０６,６８５
若狭	１０９,８１７	１１８,０２９	１１０,６５４	１２０,７３２	１０５,３７５
石嶺	１６３,１４２	１５８,４９１	１５６,７３５	１６２,６２９	１５７,８２９
繁多川	１０６,１９１	１０１,６３９	９２,７２８	１００,８５６	１００,６７８
牧志駅前ほしぞら	－	－	－	１３０,２７１	１６３,７１２
合計	９７４,６５７	９８０,７００	９５７,３０５	１,００８,３４７	１,００４,０２６

	有効登録者数				
館名	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
中央	7,093	6,759	6,439	6,561	6,032
久茂地	2,394	2,270	2,130	－	－
小祿南	4,385	4,352	4,403	4,438	4,426
首里	3,852	3,815	3,667	3,676	3,579
若狭	3,413	3,278	3,072	3,177	2,924
石嶺	3,637	3,453	3,452	3,586	3,493
繁多川	2,210	2,059	1,935	2,028	1,866
牧志駅前ほしぞら	－	－	－	4,615	4,626
合計	26,984	25,986	25,098	28,081	26,946

	蔵書数				
館名	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
中央	176,541	175,473	177,563	178,968	181,181
久茂地	83,147	84,298	84,695	－	－
小祿南	77,770	77,489	79,046	80,664	83,050
首里	71,672	72,619	72,165	71,400	73,024
若狭	69,952	70,219	71,641	72,307	74,249
石嶺	68,917	70,343	72,143	73,794	75,703
繁多川	39,141	41,452	43,933	46,429	49,392
牧志駅前ほしぞら	－	－	－	88,801	91,838
合計	587,140	591,893	601,186	612,363	628,437

	蔵書回転率(貸出冊数÷蔵書数)				
館名	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
中央	1.20	1.21	1.19	1.07	0.96
久茂地	1.23	1.17	1.14	－	－
小祿南	2.29	2.38	2.40	2.47	2.36
首里	1.45	1.47	1.39	1.44	1.46
若狭	1.57	1.68	1.54	1.67	1.42
石嶺	2.37	2.25	2.17	2.20	2.08
繁多川	2.71	2.45	2.11	2.17	2.04
牧志駅前ほしぞら	－	－	－	1.47	1.78
合計	1.66	1.66	1.59	1.65	1.60

【意見】

図書館の設置は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とするが、那覇市における図書館の有効登録者数は、那覇市の人口（図書館の奉仕人口）の８％程度で、設置目的を十分果たしているとはいえない。利用者サービス向上のために、有効登録者数を増やし、貸出冊数を増やす方策を考えるべきである。

（３）指定管理者制度の導入について

那覇市は図書館の管理運用において、指定管理者制度を導入していない。理由として、①中央図書館については、図書館業務の総括を行うとともに図書館運営の政策的な判断を要するため、②繁多川図書館については、一部業務委託を導入しているため、③その他の図書館については図書館運営のノウハウを有する団体の存在が不明なためとしている。

しかしながら、日本図書館協会の報告によると、全国的には、２０１２年度までに指定管理者制度を導入した図書館は３３３館あり、２０１３年度に導入予定の図書館は５５館あるとされており、「（「図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について２０１３年度調査（報告）」日本図書館協会図書館製作企画委員会より）図書館の管理運営において、指定管理者制度導入している図書館は多数ある。図書館運営のノウハウを有する団体の存在が不明であるという理由は説得力に欠ける。

サービス面においては、那覇市立図書館の開館時間は平日午前９時３０分から午後７時、土曜日、日曜日は午前９時３０分から午後６時までとなっており、特に利便性が悪いというものでもない。また、那覇市では、週３回、配本車が市内の各図書館、ブックポストを巡回しており、各図書館のほか、首里・真和志・小禄の各支所、及び銘苅庁舎、那覇市立病院のブックポストのどこにでも返却できるようになっており、貸出についても、リクエスト本がインターネットでリクエストでき、希望する図書館で受け取ることができるなど本の貸出・返却において、利便性が図られている。

【意見】

図書館は、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設（図書館法第２条一部抜粋）」とされている。図書の選定業務、記録その他必要な資料の収集保存業務においては、司書等の高度な専門家としての蓄積された能力と経験が期待さ

れることから、期間の限られた指定管理者において、十分なサービスが行いうるかという点では疑問もある。また、図書館法第17条において、入館料その他図書館資料の利用は無料とされており、図書館法による様々な規制もあることから、指定管理者制度導入については、慎重な検討が必要とも思われる。

しかしながら、全国的には指定管理者制度を導入している図書館が増加している中、那覇市の志向する図書館の役割、住民サービスの在り方などから、指定管理者制度に移行した場合のメリット、デメリットを検討したうえで、導入の可否を決定すべきである。

（４）現金等の管理について

中央図書館往査時、備品の実査（サンプリングによる）と現金（コピー機使用料）の実査をおこなったが、不突合はなく、適正に処理されていた。また、不明資料の除籍について、要領に基づいて起案され適切に行われていた。



那覇市立中央図書館・中央公民館（1Fが図書館、2Fが公民館）



壁面がひび割れている

ム) 那覇市識名霊園、那覇市識名霊園付属 納骨堂

・施設の名称

那覇市識名霊園

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市識名 2 丁目、字真地及び繁多川 5 丁目
所管課	那覇市 環境部 環境保全課
供用開始年月	不明。条例施行日 昭和 47 年 5 月 15 日
設置目的	納骨及びこれに伴う墳墓の建設及び祭祀
設置根拠条例	那覇市霊園条例
主な施設種類	墓地、納骨堂
敷地面積（公有財産表）	39,173.44 m ²
延床面積（公有財産表）	なし
施設取得費	不明
開館時間	午前 9 時から午後 5 時まで
休館日	なし（台風時を除く）
利用料金等	1 m ² につき 49,600 円、1 区画平均 15 m ² 、使用料基本額 744,000 円
施設の特徴	主に公共事業の施行に伴い墳墓の移転を要する者に使用させている。

・施設の名称

那覇市識名霊園南納骨堂

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市識名 2 丁目 448 番地
所管課	那覇市 環境部 環境保全課

	D地区	2,097	21	49,600 円/㎡	昭和60年度	永年使用
	E地区		30	49,600 円/㎡	昭和41年度	永年使用
	F地区		13	49,600 円/㎡	昭和43年度	永年使用
	合 計	17,081	724			
納骨堂	南納骨堂	598	2,240	16,800 円/基	昭和47年度	5 カ年使用
				17,850 円/基		
				18,900 円/基		

※墓地区画空き区画数 8 区画(平成 25 年 9 月 26 日現在)

※南納骨堂空き納骨壇数 61 壇(平成 25 年 10 月 15 日現在)

また、平成 25 年度には、老朽化した識名霊園内北納骨堂の建替え事業に伴い、市における公営墓地用地の確保の困難性等を検討した結果、効率よくお骨を収容できる新たな形の墓(「那覇市民共同墓」)を合わせて整備することとなっている。概要は、公営としては県内初の 80 ㎡の合葬室(がっそうしつ)と 4,400 の納骨壇を備えた、新たな形態の公営墓地として整備される。整備の背景には、人口増加・世帯分化により墓地が増加し続け、市域も狭隘かつ地価も高騰していることから、墓地用地の確保が困難な状況となっており、市民共同墓の建設が、墓地需要への受け皿になるとともに、墓地の無縁化防止による、良好な市街地の形成に繋がるものと期待されている。建設工事は、平成 26 年 3 月完成予定である。

1. 監査の結果と意見

(1) 利用状況について

平成 25 年 3 月 31 日現在の南納骨堂の利用状況は以下の通りである。

南納骨堂全体数

	A	B	C	D	合計
1 段	188	142	134	96	560
2 段	188	142	134	96	560
3 段	188	142	134	96	560
4 段	188	142	134	96	560
合計	752	568	536	384	2240

空き状況

	A	B	C	D	合計
1 段	1	3	3	0	7
2 段	4	1	3	3	11
3 段	6	5	6	5	22
4 段	14	6	5	11	36
合計	25	15	17	19	76

納骨堂の利用は、原則として使用期間が5年間であることなどから、一定数の空きがある。

また、墓地区画は、上記概要記載の通り、平成25年9月現在8区画ある。

(2) 使用料の延滞状況について

課名 環境保全課

第01款 使用料及び手数料 第01項 使用料

第01目 霊園使用料 第01節 霊園使用料 01細節 納骨堂

(単位:円、%)

区 分	調 定 額 (a)		収 入 済 額 (b)		不納欠損額又は繰越 (c)		収 入 未 済 額 (a)-(b)-(c)		対調定収入 率 (b)/(a)×100	備 考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
現 年 度 分	455	8,679,120	391	7,685,830	64	993,290			88.6%	
滞 納 繰 越 分	23年度	70	974,920	45	516,070	25	458,850		52.9%	平成25年6月 滞納繰越分として、 993,290円調定済み。 平成25年4月 滞納繰越分として、 1,853,870円調定済み。
	22年度	73	1,120,960	37	458,210	36	662,750	-	40.9%	
	21年度	32	519,120	11	127,680	21	391,440		24.6%	
	20年度	28	446,880	10	106,050	18	340,830		23.7%	
	19年度	20	306,810	10	117,810	10	189,000		38.4%	
	年 度									
	小 計	223	3,368,690	113	1,325,820	110	2,042,870	-	-	
合 計	678	12,047,810	504	9,011,650	174	3,036,160	-	-		

納骨堂使用料について、対調定収入率の過去5年平均は、約75%であり、25%は滞納繰越されている。滞納分のいっそうの回収に努める必要がある。

（３）使用料の算定について

所管課から入手した資料によると、墓地使用料については、昭和 58 年度相続税財産評価基準による路線価による評価を基準とした土地価格に工事費を加算し、当時の借地権割合を乗じて、1 m²あたりの使用料を算出している。また、納骨堂使用料については、昭和 46 年の建設費をベースに物価スライドを加味し、減価償却費や維持修繕費、物件費等の維持管理費を加え、年間 1 室あたりの使用料を算出し、5 か年分の使用料を算定している。

【意見】

これらの使用料については、民間や他の公営墓地に比べてもかなり低廉であると思われるので、受益者負担の観点から、「受益者負担の適正化（使用料の見直し）に関する指針」を踏まえ、公平かつ適正な使用料算定に努めるべきである。なお、生活保護世帯などの生活困窮者については、別途手当が必要である。

（４）指定管理者制度について

識名霊園及び納骨堂の管理については、那覇市シルバー人材センターに委託している。市によると指定管理者制度を導入しない理由は次の通りである。

指定管理者制度を導入しない理由

識名霊園全体（墓地区画、納骨堂施設、緑地、園路等）の一元管理を行うことを前提に指定管理者制度導入のあり方を検討する必要がある。

平成 26 年度中に供用開始をすべく老朽化した北納骨堂を解体し新たに那覇市民共同墓の整備を行い、供用開始後の使用料収入と管理運営費等が明らかになった時点において当該制度の導入のあり方について結論を出していく。また、南納骨堂（供用中）も老朽化しており、その施設の建替えも含め検討を行う必要がある。また、無縁遺骨等を保管している仮安置所（区画整理課所管含む）の施設も識名霊園内に設置しており、その施設の今後のあり方なども検討を行う必要があるため、これら諸課題の解決策を見出した段階において当該制度の導入のあり方を検討する必要がある。

当課においては、識名霊園内に在る施設の個別管理を行わせるために当該制度の導入を行うことは、一元管理が困難であり、また、非効率的な管理運営（個々施設の委託契約等）となることから、前記の理由等により、当面の間は直営による管理運営を行うこととしている。

【意見】

那覇市は、平成２２年に「那覇市墓地等に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を制定した。

基本方針では、沖縄県は、祖先崇拝という宗教的価値観と中国文化の影響を受け、独自の墓文化を形成しており、その特徴としては、亀甲墓、破風墓など墳墓形態にもみられるが、墓地を個人で所有し管理する慣習も本県独特の特徴であること。

墓地の管理等に関して基本となる「墓地、埋葬等に関する法律」では、原則として個人による墓地の経営を認めていないが、県は、地域特性に配慮し個人の墓地経営を特例として認めてきており、このため、法が周知・徹底されず、今でも無許可によるお墓が多く造られている現状であること。

那覇市においては、人口増加や世帯分化の影響により、個人墓地（主に家族墓）が急増し、いたるところにお墓が造られてきており、中には、無許可も多く、墓地と住宅地が混在する市街地が形成されるなど、本市のまちづくりの上で様々な問題が生じており、これらの改善を図り、良好な環境の形成や適切な墓地用地の確保が必要なことから市の実情に沿った墓地のあり方に関する基本方針が制定されている。

本方針では、今後２０年間で約８，７００基の需要予測を踏まえ、無縁墓地、空き墓の民間許可施設への移転や無許可墓地の取り締りや意識啓発といった既存の墓地への対策、公営墓地や民間霊園の施設の整備の促進といった今後の墓地需要への対応、及び広域市町村や県との連携による取り組みを進めることを基本方針として掲げている。

また、個人墓の無秩序な立地を防ぐために、「個人墓地禁止区域」の設定も行っている。

今後は、基本方針を踏まえ、市の取り組みが進められていくが、整備が進められていく中で、霊園全体の一体管理が可能となった段階で指定管理者制度導入の可否について検討する必要がある。

メ) 那覇市公園

以下は、現場視察実施済みの公園のみ概要を掲げた。

・施設の概要(漫湖公園)

項目	内容
所在地	那覇市鏡原町 10-26 古波蔵 3 丁目、4 丁目
所管課	那覇市建設管理部公園管理課
供用開始年月	昭和 55 年 7 月 21 日
設置目的	
設置根拠条例	都市公園法 第 17 条
主な施設種類	遊具、テニスコート、ジョギングコース、便所、駐車場
敷地面積（公有財産表）	43,900.00 m ²
延床面積（公有財産表）	2,896.16 m ²
施設取得費	2,359,569 千円
開館時間	
休館日	
利用料金等	テニスコート ¥350/H、多目的広場 ¥1,390/H
施設の特徴	那覇市住吉区から漫湖に至る沿岸一帯は、港湾がかなりいり込んでいて樹木が繁茂し、その上人口もまばらであったため魚類も豊富で漁場の場として小禄村の大嶺、具志、那覇市の住吉、漫湖を拠点として水産業が盛んな地域であった。今次大戦の終結によって第二次、第三次が発達してきた為、都市整備の必要から昭和 46 年 6 月 25 日づけで那覇市広域都市計画決定し、都市公園として線引された。その後沖縄県独自で河川整備に伴い竣設工事によって生じた土砂で現在の公園部分を閉地して埋立てた。昭和 52 年 1 月 11 日づけ国場川（漫湖）の覚書で公園用地として無償使用の占用許可が得られた。この権原に基いて昭和 51 年 9 月 1 日づけで都市公園事業に着手し計画面積 43.93ha の内昭和 58 年 3 月 31 日までに、9.87ha の事業を完了し、昭和 55 年 7 月 21 日づけで供用開始に至った。

・施設の概要(新都心公園)

項目	内容
所在地	那覇市おもろまち2丁目、3丁目
所管課	那覇市建設管理部公園管理課
供用開始年月	平成13年7月1日
設置目的	都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
設置根拠条例	都市公園法 法第2条の2
主な施設種類	遊具、健康遊具、テニスコート、ジョギングコース、ミスト、便所、駐車場
敷地面積（公有財産表）	114,603.00 m ²
延床面積（公有財産表）	963.18 m ²
施設取得費	17,048,583 千円
開館時間	
休館日	
利用料金等	テニスコート ¥350/時間 多目的広場 ¥1390/時間
施設の特徴	本公園を含む「那覇新都心地区」は、西に海を望む天久大地の大半を占め、もともとは多くの起伏を持つ変化に富んだ微地形や川の存在ともあいまって、約2500年前といわれる縄文時代にまでさかのぼる人々の居住地としての歴史を持つ場所である。しかし1945年の沖縄戦において、最激戦地の一つに数えられるほどの激しい戦場となり、さらに敗戦後は1987年の全面返還の実現まで米軍軍用地（マチナト・ハウジング）として使用されていた場所である。本公園は、広域的なレクリエーションの拠点として、また防災上重要な広域避難地として位置づけられ、平成15年12月24日計画決定され、平成9年度に工事着工し平成13年度7月1日一部供用開始となる。敷地は「人」文字形の不整形な線上をなし総延長1.7kmとなっている。実施計画では、4つのゾーン（ウチナーのムイ、中央広場のゾーンの天久ムイ、水のみち、花のみち）が計画され現在整備中の総合公園である。

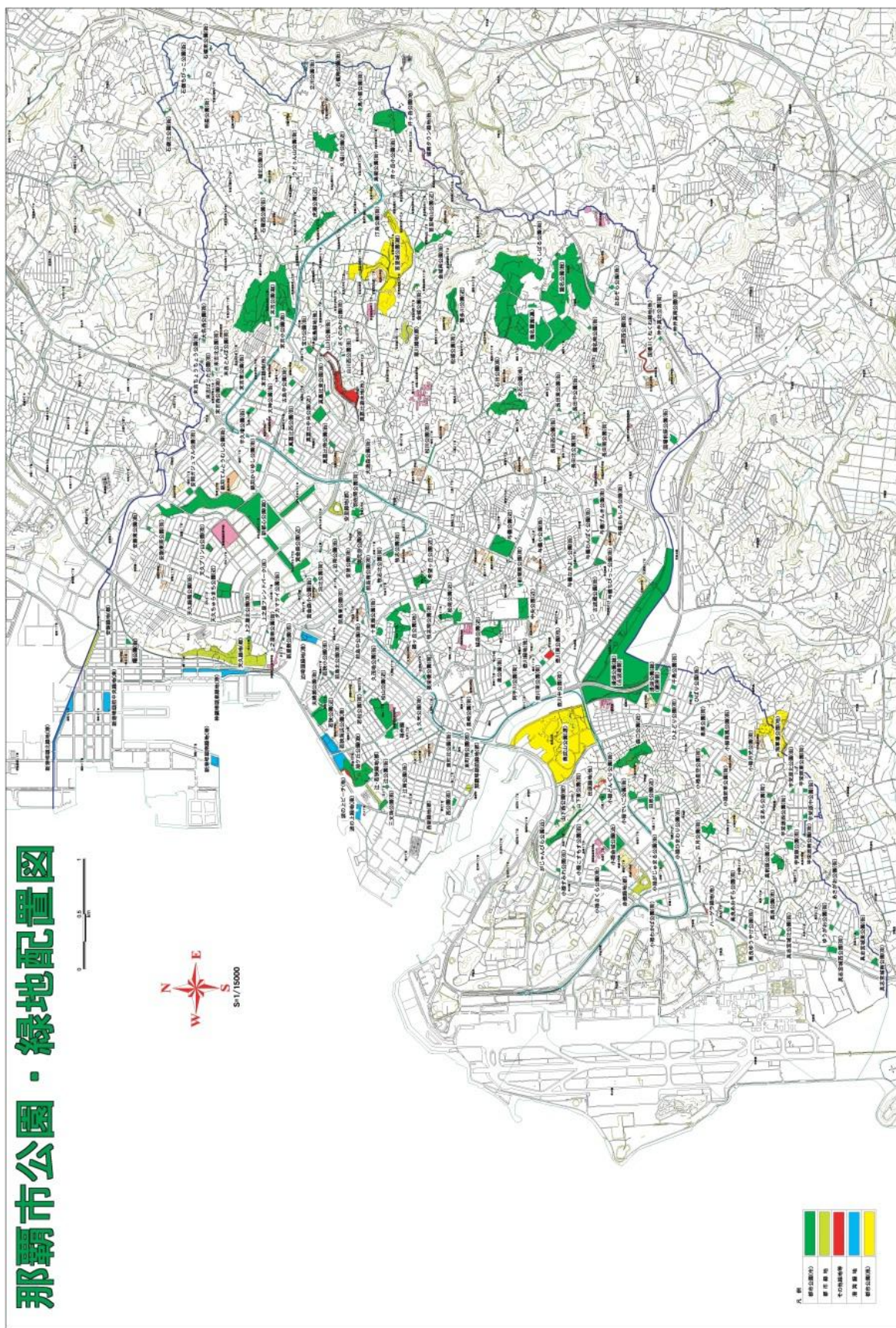
・施設の概要(旭ヶ丘公園)

項目	内容
所在地	那覇市若狭1丁目24番地1号
所管課	那覇市建設管理部公園管理課
供用開始年月	昭和51年7月1日
設置目的	都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
設置根拠条例	都市公園法 法第2条の2
主な施設種類	遊具、便所
敷地面積（公有財産表）	39,301.00 m ²
延床面積（公有財産表）	319.03 m ²
施設取得費	1,466,900 千円
開館時間	
休館日	
利用料金等	
施設の特徴	波之上は、明治の頃から沖縄でも代表的な海水浴場で知られ熱帯魚が群れ海棲生物が豊富であった。また、この地は由緒ある霊域でもあり、元旦には、参拝者で賑わった。第二次大戦で焼土と化しその後不法建築物が建ち並び環境上好ましくない状態になる。昭和26年米軍の接收地開放に伴い、昭和29年5月31日付、那覇市施工の戦災復興土地区画整理事業(那覇市第1区)が区域決定し事業着手され、区画整理法による換地計画のなかで公園の整備改善が図られる。昭和31年3月23日の都市公園として決定し、昭和45年4月11日那覇市都市公園条例が制定され、同年6月25日整備工事が完了し使用開始される。昭和46年11月15日区画整理事業による換地処分が決定し、昭和51年7月1日、都市公園として設置し供用開始され、現在、総合公園として市民に最も利用されている。

・施設の概要（真嘉比西公園）

項目	内容
所在地	那覇市真嘉比古島第二地区6街区
所管課	那覇市建設管理部公園管理課
供用開始年月	平成24年5月8日
設置目的	都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
設置根拠条例	都市公園法 第2条の2
主な施設種類	遊具・便所
敷地面積（公有財産表）	1,999.11 m ²
延床面積（公有財産表）	11.57 m ²
施設取得費	0
開館時間	
休館日	
利用料金等	
施設の特徴	真嘉比西公園は、真嘉比古島第二土地区画整理事業地区内に位置しています。本地区は那覇市中心市街地周辺の住宅として急速な住宅化が進み、既にスプロール化している地区であり、現在土地区画整理事業により、良好な住宅地に転換するため、公共・公益施設の整備改善を行って宅地の利用増進を図っております。平成3年3月には仮換地指定を行っており、また、都市モノレール駅に接し、優れた交通利便性を備えていることから、本公園の在する周辺においても、急速な住宅建設が進められています。そこで、本公園を整備する事により、良好な地域環境の形成、災害時における避難地の役割等、優良で安全な住宅地を形成し、また、市民の憩いの場として市民の利用に供したい。 平成24年5月8日に供用開始（1999.11 m²）となり平成25年3月に新規台帳として作成した。

那覇市公園・緑地配置図



1. 都市公園について

那覇市公園は、那覇市公園条例（平成 25 年 3 月 29 日条例第 15 号）第 2 条によれば、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する都市公園で那覇市が設置し、又は管理するものをいい、公園施設は同法第 2 条第 2 項に規定する公園施設を言うとして定義されている。

都市公園は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）及び都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）において、公園の設置及び管理について定められており、また、国土交通省では、法第 3 1 条に規定する国による都市公園の行政又は技術に関する助言の一環として、都市公園制度の趣旨や意図、法の円滑かつ適切な運用を図るに当たって望ましい運用のあり方やその際の留意事項等について原則的な考え方を示すことで、地方公共団体等が都市公園の整備及び管理を行う際の参考に資することを目的として、平成 1 6 年 1 2 月に都市公園法運用指針（以下「運用指針」という。）を作成しており、その後、平成 2 3 年 8 月 3 0 日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 1 0 5 号）において法の一部が改正されたことなどを受け、平成 2 4 年 4 月に同運用指針の改正が行われている。

那覇市においても、法並びに運用指針に基づき、那覇市公園及び公園施設の設置管理が行われている。

また、国土交通省によれば、都市公園の分類、効果等は次の通りとされている。

■都市公園の分類

都市公園は、住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで、様々な規模、種類のものがあり、その機能、目的、利用対象等によって①住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、②都市基幹公園（総合公園、運動公園）、③大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、④国営公園、⑤特殊公園、⑥緩衝緑地、⑦都市緑地、⑧緑道、⑨都市林、⑩広場公園に区分されます。

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。

	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1km の範囲内で1箇所当たり面積4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる

		植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
	都市林	市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
	広場公園	市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。

また、公園緑地の効果として以下が掲げられている。

■公園緑地の効果

公園緑地の効果は、一般に『存在効果』と『利用効果』とに大別されます。

存在効果とは、公園緑地が存在することによって都市機能、都市環境等都市構造上にもたらされる効果であり、利用効果とは、公園緑地を利用する都市住民にもたらされる効果です。

【存在効果】

- (1) 都市形態規制効果・・・無秩序な市街化の連坦の防止、都市の発展形態の規制あるいは誘導。
- (2) 環境衛生的効果・・・ヒートアイランドの緩和、都市の気温の調節、騒音・振動の吸収、防風、防塵、大気汚染防止効果など。
- (3) 防災効果・・・大規模地震火災時の避難地、延焼防止、爆発等の緩衝、洪水調節、災害危険地の保護等。
- (4) 心理的效果・・・緑による心理的安定効果、美しく潤いのある都市景観、郷土に対する愛着意識の涵養。
- (5) 経済的效果・・・緑の存在による周辺地区への地価上昇等の経済効果、地域の文化・歴史資産と一体となった緑地による観光資源等への付加価値。

【利用効果】

- (1) 心身の健康の維持増進効果
- (2) 子どもの健全な育成効果
- (3) 競技スポーツ、健康運動の場
- (4) 教養、文化活動等様々な余暇活動の場
- (5) 地域のコミュニティー活動、参加活動の場

《公園》		
項 目	都市公園数	市民1人 当たり 面積
市 名	カ所	m ²
函 館 市	342	21.9
旭 川 市	367	20.0
青 森 市	136	14.6
盛 岡 市	455	9.8
秋 田 市	184	18.7
郡 山 市	315	10.6
い わ き 市	247	14.3
宇 都 宮 市	955	10.7
前 橋 市	383	10.7
高 崎 市	214	21.3
川 越 市	273	4.6
船 橋 市	353	2.9
柏 市	571	5.6
横 須 賀 市	518	12.5
富 山 市	1,006	14.2
金 沢 市	563	12.1
長 野 市	193	7.3
岐 阜 市	375	8.7
豊 橋 市	389	9.9
岡 崎 市	232	10.7
豊 田 市	176	10.8
大 津 市	193	9.2
豊 中 市	392	2.5
高 槻 市	213	5.0
東 大 阪 市	245	2.7
姫 路 市	834	8.7
尼 崎 市	340	4.2
西 宮 市	459	8.9
奈 良 市	528	19.9
和 歌 山 市	97	6.5
倉 敷 市	710	8.1
福 山 市	646	6.7
下 関 市	389	12.4
高 松 市	297	7.7
松 山 市	317	7.0
高 知 市	705	7.8
久 留 米 市	358	6.8
長 崎 市	499	9.4
大 分 市	704	14.7
宮 崎 市	481	17.5
鹿 児 島 市	616	7.4
八 王 子 市	763	11.5
四 日 市 市	448	9.9
吹 田 市	129	7.5
枚 方 市	429	5.1
藤 沢 市	294	4.5
越 谷 市	97	5.6
那 覇 市	164	5.5
平 均	408	9.9
(平成24年4月1日時点)		

＜他の中核市との比較＞

左表は、中核市市長会による、平成24年4月1日現在の都市公園数及び市民1人当たり面積データである（監査人により一部加工）。

中核市成り立ちの経緯や、人口、面積等、単純比較はできないが、那覇市は、都市公園数164ヶ所及び市民1人当たり面積5.5㎡とともに、全中核市単純平均値のそれぞれ408ヶ所、9.9㎡を下回っている。

２．監査の結果と意見

（１）公園の利用状況について

各公園集計H21～24年度（年度別集計）

	テニ ス			多目的広場				グラウンドゴルフ			その他		
	件数	使用料	人数	件数	使用料	内電気料	人数	件数	使用料	人数	件数	使用料	人数
H21	15,957	8,664,950	80,920	1,945	4,418,920	719,020	28,632	390	431,270	8,531	197	278,440	8,784
H22	9,757	6,955,210	63,431	1,369	3,659,140	584,436	30,638	107	21,950	2,565	101	154,960	4,358
H23	9,687	8,086,046	77,046	1,079	3,415,390	592,620	28,265	18	15,700	477	65	275,620	3,262
H24	5,814	6,698,310	55,547	1,021	4,049,090	984,790	32,419	3	3,150	160	1,385	2,558,540	9,921
	41,215	30,404,516	276,944	5,414	15,542,540	(2,880,866)	119,954	518	472,070	11,733	1,748	3,267,560	26,325

上表は、公園管理課から入手した有料区域の利用状況である。テニス場、多目的広場、グラウンドゴルフ場の利用件数は減少している。また、多目的広場の利用人数は、ほぼ3万人程度で推移しているものの、テニス、グラウンドゴルフの利用者数は大幅に減少している。なお、有料区域外の利用者数のカウントは困難なので分からない。

（２）公園の維持管理費用について

那覇市からの入手資料を元に過去3年の維持管理費用を集計すれば以下ようになる。

（予算現額ベース、金額単位：円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
報酬	3,717,000	3,762,000	5,373,000
報償費	3,045,501	4,428,000	3,762,000
旅費	-	-	100,000
需用費	90,340,499	88,458,000	99,158,000
役務費	1,463,944	1,992,000	1,030,000
委託料	172,286,000	182,086,000	190,013,000
使用料及び賃借料	988,000	1,163,000	1,115,000
工事請負費	800,000	800,000	800,000
原材料費	2,004,800	1,376,000	1,529,000
備品購入費	251,000	251,000	251,000
負担金、補助及び交付金	35,000	35,000	71,000
公課費	89,000	32,000	32,000
公園維持管理費計(A)	275,020,744	284,383,000	303,234,000
使用料及び手数料(B)	34,535,000	27,096,000	24,401,000
歳出マイナス歳入(A-B)	240,485,744	257,287,000	278,833,000

上表から、歳出から歳入を控除した公園維持管理費用は過去３年で見た場合、毎年増加している。増加の主な要因は、需用費の増加で、内訳は、光熱水費、修繕料が増加しているためである。また、委託料も毎年増額している。

また、上表の維持管理費に公園管理に直接、間接に従事している市職員人件費も加えて算出すると、以下のようになる。

那覇市管理公園の年間維持管理費用（職員等件費含む）

内 容	H22年度			H23年度			H24年度		
	人員	平均単価	費用(千円)	人員	平均単価	費用(千円)	人員	平均単価	費用(千円)
職員人件費計	—	—	65,640	—	—	64,049	—	—	62,593
課長級	1	9,539	9,539	1	9,349	9,349	1	9,418	9,418
主幹級	1	8,482	8,482	1	8,342	8,342	1	8,243	8,243
主査級	1	7,859	7,859	1	7,669	7,669	1	7,524	7,524
主任・主事級	7	5,680	39,760	7	5,527	38,689	7	5,344	37,408
予算決算額	—	—	377,829	—	—	337,107	—	—	379,608
維持管理費用	—	—	443,469	—	—	401,156	—	—	442,201

また、公園設置に係る取得費（取得費が明らかである公園のみ）は、那覇市から入手した平成２４年４月１日現在の資料を元に算出した結果、約８６１億円となる。

（３）公園の管理状況について

全ての公園を視察することは困難なので、規模の大きい漫湖公園、新都心公園、また設置年が最も古い旭ヶ丘公園及び最も新しく設置された真嘉比西公園の計４か所を視察した。

全ての公園について清掃も行き届いており、遊具の不具合などが放置されている個所はなかったが、漫湖公園内には、公園の清掃等で発見されたゴミが１か所に集められており、リサイクル等最終処分までの一時仮置き場ということであるが、公園内に保管することは好ましくないとと思われる。また、このことに関連して、ごみの回収費用について市に確認したところ、以下の通りであった。

	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	３年合計
ゴミ回収費用（※）（円）	2,501,933	3,216,476	4,623,915	10,342,324
処分量（kg）	28,880	37,160	51,990	118,030

（※ 産業廃棄物収集運搬処理業務委託料である）

上表から、ごみ回収費用もさることながら、その処分量の多さに驚かされる。回収費用、処分量ともに毎年増加しており、平成24年度の処分量約52トンは、4トントラック約13台分にも相当する。

ほとんどの公園は、管理のために人が常駐しているわけではないため、ごみの不法投棄も多い。不法投棄しているのは那覇市民とは限らないが、住民のモラル向上に向け、市としても対策が必要であろう。



写真は、漫湖公園内のごみの保管の様子



漫湖公園内の噴水施設、現在は夏場も含めて稼働していない。

また、新都心公園は、施設概要にある通り、敷地は「人」文字形の不整形な線上をなし総延長 1.7 km となっており、実施計画では、4つのゾーン（ウチナーのムイ、中央広場のゾーンの天久ムイ、水のみち、花のみち）が計画され現在整備中の総合公園であるが、視察を行った一部の区域において、日中でも人通りが少なく、ごみの不法投棄や青少年がたむろし易い場所もあった。市の管理区域であるので、トラブル等が無いよう適切に管理する必要がある。



新都心公園

（４）指定管理者制度導入について

那覇市公園のうち、別途、監査している波の上ビーチ広場には指定管理者制度が導入されているが、その他の公園は直営である。直営施設について指定管理者制度を導入しない理由は、市によると、「公園管理課では、組織の体制を見直し、シルバー人材センター等を活用し、公園管理業務の改善を図ってきた。その結果、現在、組織体制・管理システムは十分に機能しており、公園の維持管理状況は良好である。協働のまちづくりの観点からも、自治会、愛護会、企業ボランティアとの連携ができており、さらに推進していくことで公園の良好な維持管理が可能と考 える。」としている。

また、上記の回答を踏まえ、協働のまちづくりの観点からの自治会、愛護会、企業ボランティアとの連携の具体例やこれまでの取組みを質問したところ、次の回答を得た。「那覇市では「協働によるまちづくり」をスローガンに、住民、事業者、地域団体などの地域の皆さんが、それぞれ主体的にまちづくりを担っていこうという考えのもと、市内公園では愛護会による公園清掃等の美化活動や地域自治会への公園清掃委託、企業による専門的な技術を活かした活動を行っています。

行政と地域、企業が連携して公園の美化活動や公園施設の維持修繕を行うことにより身近にある公園が地域のコミュニティーの拠点として活用できるように取り組んでいます。」

【意見】

しかしながら、具体的な取り組み内容を見ると、公園の清掃、毎日のトイレ掃除、草刈り、遊具の点検等が主なものであり、上述したように、公園の効果、効用を直接的に高める取り組みがなされているとは言い難い。

公園が公園として機能するためには、清掃等を中心とする維持管理業務が主体となることは言うまでもないが、公園からもたらされるさまざまな効果を高めるためにも住民との協働をさらに進める必要があるのではないかと思われる。

公園については、約 800 億円を超える設置費用と毎年の市職員人件費も含めた 4 億円を超える維持管理費用がどの程度市民の福祉向上に貢献しているのかについても市民に説明する必要がある。この点に関しては、国による「公園費用対効果分析手法マニュアル」も出されており、市としても検討してはどうか。

今後は、大規模公園のみ制度導入を図るとか、あるいは、地域ごとに公園を一括して導入するなど、他自治体の事例も参考にした上で、制度導入の可否を検討する必要がある。



同公園は桜の名所としても有名である。

与儀公園に植えられた約 400 本の寒緋桜の開花にあわせて、毎年 2 月には、「なはさくらまつり」が開催され、花木などの展示即売会のほか、ステージイベントなども行われ、大勢の市民で賑わっている。

モ) 水道施設、下水道施設

・水道施設の概要(石嶺ポンプ場)

項目	内容
所在地	那覇市首里石嶺町4-373
所管課	那覇市上下水道局 配水課
供用開始年月	平成3年3月
設置目的	水道水を高い位置にある配水池へ送水することを目的とする。
設置根拠条例	水道法5条
主な施設種類	送水ポンプ場
敷地面積（公有財産表）	879.00m ²
延床面積（公有財産表）	815.72m ²
施設取得費	¥483,837千円（消費税抜き）
開館時間	
休館日	
利用料金等	
施設の特徴	水道法施行規則第17条に基づき、施錠及び柵の設置。

・水道施設の概要(新川配水池)

項目	内容
所在地	南風原町字新川伊武志川原699-2
所管課	那覇市上下水道局 配水課
供用開始年月	平成4年11月
設置目的	配水区域の需要量に応じた配水を行うため、一時的に水道水を蓄えることを目的とする。
設置根拠条例	水道法5条
主な施設種類	配水池
敷地面積（公有財産表）	3,286m ² （借地）
延床面積（公有財産表）	

施設取得費	¥ 8 3 0 , 2 1 2 千円（消費税抜き）
開館時間	
休館日	
利用料金等	
施設の特徴	水道法施行規則第 1 7 条に基づき、施錠及び柵の設置。

・下水道施設の概要（赤嶺汚水中継ポンプ場）

項目	内容
所在地	那覇市赤嶺 2 丁目 2 番地 1
所管課	那覇市上下水道局 下水道課
供用開始年月	昭和 6 3 年 8 月
設置目的	低地帯の汚水を流集し、自然流下地点までポンプで圧送することを目的とする。
設置根拠条例	下水道法 第三条
主な施設種類	中継ポンプ場
敷地面積（公有財産表）	1, 260. 01 m ²
延床面積（公有財産表）	ポンプ棟：270. 56 m ² 、自家電気室棟：48 m ²
施設取得費	504, 985 千円
開館時間	—
休館日	—
利用料金等	—
施設の特徴	—

・下水道施設の概要（宇栄原マンホールポンプ場）

項目	内容
所在地	那覇市宇栄原 4 4 7 番地 4 地先
所管課	那覇市上下水道局 下水道課
供用開始年月	平成 8 年 1 2 月
設置目的	低地帯の汚水を流集し、自然流下地点までポンプで圧送することを目的とする。
設置根拠条例	下水道法 第三条
主な施設種類	マンホール形式ポンプ場
敷地面積（公有財産表）	—

産表)	
延床面積（公有財産表）	—
施設取得費	7,604 千円
開館時間	—
休館日	—
利用料金等	—
施設の特徴	—

・下水道施設の概要（古波蔵雨水ポンプ場）

項目	内容
所在地	那覇市古波蔵 4 丁目 9 番 2 号
所管課	那覇市上下水道局 下水道課
供用開始年月	平成 2 1 年 6 月
設置目的	台風や大雨時において、低地部の雨水をポンプで河川へ強制排水することにより、道路冠水や浸水を防ぐことを目的とする。
設置根拠条例	下水道法 第三条
主な施設種類	雨水ポンプ場
敷地面積（公有財産表）	980.00 m ² （占用面積）
延床面積（公有財産表）	80.36 m ²
施設取得費	247,400 千円
開館時間	—
休館日	—
利用料金等	—
施設の特徴	—

水道事業のあらまし（那覇市上下水道局ホームページより）

本市の水道事業は、昭和 8 年当時の宜野湾村(現宜野湾市)に位置する青小堀を始めとする 10 ヶ所の湧き水等を水源として給水を開始し、市の発展に伴い施設

の拡張を進めていたが、昭和 19 年 10 月の米軍による空襲で、ほとんどの施設が破壊された。

戦災後、米軍が改修し使用していた泊浄水場(11,000 m³/日)が、昭和 29 年 3 月に返還され本格的な水道事業を再開した。

その後、隣接 2 市 1 村との合併に伴い水道の需要も必然的に増大したので、琉球水道公社(米国民政府管轄)からの購入浄水で給水を補っていたが、その対策として浄水施設の拡張を計画し泊浄水場の処理能力を約 2 倍の 22,000 m³/日に拡張して安定供給を図るよう努めた。

昭和 63 年 3 月末には、原水不足と水質汚濁により泊浄水場を廃止し、沖縄県企業局からの全面受水で賄うようになり、平成 24 年度末現在、1 日平均 105,121 m³の給水を行っている。

近年の水需要は、約 10 万 4 千 m³~10 万 6 千 m³(過去 5 年間の 1 日平均配水量)で推移してきているが、給水人口の大幅な増加が見込まれない状況や節水意識の向上等々の要因により、今後の水需要は横ばい若しくは減少するものと予測される。

平成 18 年 12 月に、それまで分散していた施設を統合することによる効率的な事業展開、災害時に備えた水道ライフラインの拠点づくり、さらに質の高いサービスを提供していくこと等々を目的とした新庁舎を、新都心地区の那覇市おもろまちに建設し、平成 19 年 2 月からは新庁舎で全ての業務を開始した。

一方、経営面においては、平成 6 年 2 月の水道料金改定と経営の効率化等により、平成 9 年度決算で累積欠損金を解消して以後順調に推移している。平成 22 年度に、今後の維持管理費及び施設の耐震化を含む建設投資費用を踏まえ中期財政収支計画を作成した結果、水道料金の値下げが可能な見通しとなり、平成 23 年 7 月分料金から水道料金改定(値下げ)を行った。

本市の水道事業における今後の課題としては、配水系統のブロック化による漏水防止、マッピングシステムの活用等により、限られた水資源をより効率的に供給することに加え、ライフラインである水道施設の耐震化を図っていくことも重要課題と位置付け、平成 22 年度に「那覇市水道施設更新(耐震化)基本計画」を策定し、これに基づき順次、施設整備を進めていくこととしている。平成 24 年 3 月には「那覇市水道ビジョン」を策定し、中長期的視点から那覇市水道事業全体の将来像(安心・安定・持続・環境・国際)を描き、実現に向けての方策を示している。

平成 24 年度は、真嘉比古島地区など 5 件の配水管布設工事、国道 507 号など 6 件の布設替工事、また管理機能を強化するため施設保安システム(管理カメラ等)設置工事を実施し、水道施設の拡充を行った。

下水道事業のあらまし（那覇市上下水道局ホームページより）

戦後の那覇市は本島北部や他市町村、或いは本土疎開地それに外地からの引揚者が続々居住してきた。しかし、市街地の多くが米軍基地として使用され、市民が住める地域は狭く道路網の整備もされないままに雑然と住宅が立ち並んでいた。そうした社会状況を背景に昭和 38 年に「那覇市下水道事業計画」が立案された。

そうした中、当時の施政権を有する米国民政府が策定する「沖縄中南部統合下水道計画」に組み込まれて工事着手に至り、昭和 40 年 7 月那覇市で最初の下水道工事が若狭、辻地区において開始された。

その後、昭和 47 年 5 月本土復帰となり、雨水事業も加えた国の第 3 次下水道整備 5 ヶ年計画に組み入れられ、更に、沖縄の復帰に伴う特別措置による補助対象施設の特例もあり、本市の公共下水道は一段と整備促進され、現在、社会資本整備重点計画（平成 20 年～平成 24 年）の下、生活環境整備としての下水道が着々と前進をみているところである。

また、平成 10 年度から沖縄県と共同で再生水利用下水道事業に着手し、処理水の一部を高度処理し、水洗便所の洗浄用水及び樹木への散水用水として、新都心地区を中心に、延床面積が 3,000 m²以上の大型建築物、公共施設等を対象に、平成 14 年 4 月から供用開始となり、下水道資源の有効利用が図られている。

さらに、平成 17 年 4 月から下水道事業に地方公営企業法を適用し、水道事業と統合して、那覇市上下水道局として事業運営を行っている。また、平成 24 年 3 月に策定した那覇市下水道事業基本計画（ステップ・バイ・ステップ）の中で、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間の期間に新たに発生する費用等を算定し、収益的収支、資本的収支を明らかにすることによって、経営成績と財政状況を把握し、安定した下水道事業の経営に努めている

また、那覇市上下水道事業の概要や実施計画、財務状況、契約関係情報などの情報が那覇市上下水道局のHP（<http://www.water.naha.okinawa.jp/>）に公開されている。

なお、那覇市上下水道局は、自らの浄水場及び汚水処理施設を有しておらず、いずれも県の施設を利用している。

1. 監査の結果と意見

(1) 施設の現地視察について

水道施設及び下水道施設の一部について現地視察を行い、管理状況等の検討を行った。技術的な事項は今回の監査範囲外であるが、水道施設のポンプ場や配水池については、台風時などの停電対策やセキュリティーの整備もなされており、特に問題ないと考える。

また、下水道施設については、汚水中継ポンプ場、古波蔵雨水ポンプ場などの視察を行ったが、停電対策や脱臭処理など特に問題ないと思われる。

ただ、雨水ポンプ場に関連して、市管轄の排水路については、大雨の冠水時などは危険個所になるので、事前のさらなる予防措置が必要ではないかと思われる。

(2) 財務状況について

那覇市上下水道局における水道事業及び下水道事業は、地方公営企業法の適用企業となっており、地方公営企業法に基づき発生主義にて会計処理が行われている。

水道事業会計及び下水道事業会計とも「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項」の規定による、平成 24 年度決算に基づく資金不足比率（※）の該当はなかった。

（※資金不足比率とは：公営企業会計ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度であるかを表すもので、企業の経営状況の深刻度を示す指標である。比率が高くなるほど料金収入等で資金不足額を解消することが困難になり、企業の経営状況に問題がある。また、資金不足比率が 20 パーセント以上の場合は、経営健全化計画を定めなければならない。資金不足比率は、毎年度、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し公表することとされている。）

しかしながら、水道事業および下水道事業とも施設の維持管理等に毎年多額の費用を要する事業であり、送配水管や下水管設備などは老朽化もあり、今後多額の費用が見込まれている。

また、下水道事業は、構造的に利用料収入により事業経費を賄えない構造であり、毎年、一般会計からの繰入が必要である。

そこで、「経営健全化計画」や「那覇市水道事業基本計画」を定め、上下水道事業の効率的運営に努めている。

また、経営健全化計画では、水道事業のステップ・アップ 2 1、下水道事業のステップ・バイ・ステップに掲げる事業を計画的に実施するにあたり、上下水道事業ともに内部留保資金を確保し企業債を抑制して事業を進めていく必要があり、さらに、先に述べた財政状況を勘案し経営指標の改善を目指すため、定員管理の適正化・給与の適正化、資産の有効活用、企業債の抑制、事務事業の見直し・

民間委託の推進、有収率の高率維持・水洗化率の向上といった5つの施策を推進するとされている。

(3) 指定管理者制度の導入について

担当課では、水道施設、下水道施設（汚水・雨水ポンプ場）そのものは、当該施設は一般利用に供するものではなく、管理については施設の機能維持が主であり、指定管理者制度を適用するには、不相当と考えられることから、指定管理者制度の導入はできないとしている。

【意見】

しかしながら、個々の施設に着目すれば、一般利用に供するものではないが、上下水道事業そのものに着目すれば、まさに市民のためのサービスと言えることから、事業全体で指定管理者制度導入の是非について検討すべきである。

この点については、事務事業の見直し・民間委託の推進について、水道事業では、平成14年度から18年度までの5年間で、水道料金システムの見直しや開閉栓業務の委託化など、事務事業の見直しや民間委託の推進に努めてきていること、一方、下水道事業では、17年度の地方公営企業法適用以前（特別会計の頃）から維持管理に係る業務は全て委託化されており、今後も水需要の減少が予測される中で、これまで以上に効率的な経営を推進するために、業務内容を総合的に勘案し、効率的な組織体制を構築していくとしている。さらに、業務効率化の推進や経済性の確保を図る観点から、引き続き積極的に民間委託を推進し、包括的な委託なども検討していくとしており、さらなる経営健全化へ向けての措置が必要であると考えられる。

(4) 地方公営企業会計制度の改正について

地方公営企業法及び地方公営企業会計基準が46年ぶりに大幅に改正された。改正の背景、主な内容は、総務省自治財政局公営企業課「地方公営企業会計制度の見直しについて」（平成24年1月、以下、「見直しについて」と言う。）によれば以下の通りである。

地方公営企業会計制度等の見直しの背景

1 企業会計基準の見直しの進展

○企業会計基準が国際基準を踏まえて見直されている一方、地方公営企業会計制度は昭和41年以来大きな改正がなされておらず、相互の比較分析を容易にするためにも企業会計制度との整合を図る必要が生じている。

2 地方独法の会計制度の導入及び地方公会計改革の推進

○地方独法化を選択する地方公営企業も増えており、同種事業の団体間比較のためにも、地方公営企業会計基準と企業会計原則に準じた地方独法会計基準との整合を図る必要が生じている。

○地方公会計の整備における会計モデルも、企業会計原則に準じた会計制度が導入されている。

3 地域主権改革の推進

○地方分権改革推進委員会の第2次勧告（平成20年12月8日）及び第3次勧告（平成21年10月7日）において、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」及び「地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大」が掲げられた。地方公営企業についても、地域主権改革に沿った見直しを進める必要がある。

4 公営企業の抜本改革の推進

○「債務調整等に関する調査研究会報告書」（平成20年12月5日）において、「総務省においては、公営企業の経営状況等をよりの確に把握できるよう、公営企業会計基準の見直し、各地方公共団体における経費負担区分の考え方の明確化等、所要の改革を行うべきである。」との提言がなされている。

また、地方公営企業会計制度等の見直しの全体像として、以下の項目が挙げられる。

I 資本制度の見直し（改正済み。H24.4.1～）

II 地方公営企業会計基準の見直し（今回改正、H26 予決算～）

○ 会計基準の見直し

- 1 借入資本金
- 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
- 3 引当金
- 4 繰延資産
- 5 たな卸資産の価額
- 6 減損会計
- 7 リース取引に係る会計基準
- 8 セグメント情報の開示
- 9 キャッシュ・フロー計算書
- 10 勘定科目等の見直し
- 11 組入資本金制度の廃止（資本制度の見直しの積み残し）

○ 会計変更に伴う経過措置等

III 財務規定等の適用範囲の拡大等

IV その他の検討事項

【意見】

会計基準の見直しは、原則として、平成26年度の事業年度（予算）から適用されることとなっており、那覇市においても対応に向け作業が行われているが、これらの改正に伴う影響も含め、市民への十分な情報開示が必要である。



（新川配水池）



（石嶺ポンプ場）



（宇栄原污水マンホール）



（古波蔵雨水ポンプ場）

以上

資料編

指定管理者制度に関する運用指針

平成 22 年 7 月 30 日市長決裁

はじめに

平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理については、従来の管理委託制度に代わって指定管理者制度が創設され、それまで公共的団体等に限られていた「公の施設」の管理運営に関して、企業、NPO 等含む団体（以下「民間事業者」という。）に委ねることが可能となった。

本市は、平成 16 年 11 月、那覇市ぶんかテンブス館に指定管理者制度を導入し、平成 17 年 5 月には「指定管理者制度導入に関する指針」を策定して、平成 18 年度よりこの指針に基づき公の施設の管理のあり方について検討を行ない、指定管理者制度の導入を推進しているところである。

制度導入から 6 年が経過し、これまでの指定管理者制度の運用全般にわたる課題や各施設に共通する統一的な取扱等を整理するため、「指定管理者制度に関する運用指針」（以下「運用指針」という。）として全部改正する。

この運用指針は、本市における指定管理者制度の円滑な運用を図るためのガイドラインとして定めるとともに、適正な団体を指定管理者の候補者として選定するために、選考及び選考過程における手続きの適正化を図ることを通じて、各施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することを目的とするものである。

I 指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度導入の趣旨

指定管理者制度は、民間のノウハウを活用することにより多様化する住民ニーズにより効果的に、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている。

2 指定管理者制度と管理委託制度の相違

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、管理者の指定という行為によって公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行なわせるものであり、従来は行政処分として地方自治体が行っていた使用許可を指定管理者に行なわせることができることとなったほか、主に下表に示される点が従来の管理委託制度から変更となった。

項 目	管理委託制度《改正前》	指定管理者制度《改正後》
管理運営 の主体	- 公共団体、公共的団体、市の出資法人等に限定 - 相手方を条例で規定	- 民間事業者を含む幅広い団体（個人は除く。） - 議会の議決を得て指定
権限と業務 の範囲	- 施設の設置者たる地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。 - 施設の管理権限及び責任は、設置者たる地方公共団体が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない。	- 施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができる。 - 設置者たる地方公共団体は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。
条例で規定 する内容	委託の条件、相手方等	指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
法的性質	委託（契約）	- 指定（行政処分） - 協定 指定管理者の指定は、地方自治法上の「契約」には該当しないため、同法に規定する「入札」の対象ではない。

3 公の施設

(1) 公の施設の定義

公の施設とは、地方自治法第 244 条第 1 項に規定する施設のこと、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」である。

〈参考〉 地方自治法「第 10 章 公の施設」（抜粋）

（公の施設）

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(2) 公の施設の具体的要件 ～4つのポイント～

①「地方公共団体」が設けるものであること

国その他地方公共団体以外の公共団体が設置するものは公の施設ではない。

なお、この場合の設置とは、必ずしも所有権を有する必要はなく、賃借権、使用貸借権など所有権以外で当該公の施設を住民に利用させる権原を取得させることをもって足りるものとされている。

②「住民の福祉を増進する目的」をもって設けるものであること

利用そのものが福祉の増進に結びつく施設であること。

→留置場（社会公共秩序を維持する施設）や競輪場（収益施設）は公の施設ではない。

③「住民の利用」に供するためのものであること

住民の利用に供することを目的としないものは公の施設ではない。

→市庁舎、試験研究所は公の施設ではない。

④那覇市民が主たる利用者であること

那覇市に住所を有するものの利用に全く供しない施設は公の施設ではない。

→物品陳列所は公の施設ではない。

4 設置条例に規定する事項

指定管理者の「指定の手続き」、「管理の基準」、「業務の範囲」及び「利用料金に関する事項」その他必要な事項は条例で定めることとされている。

(1) 指定の手続き（第244条の2第4項）

申請方法や選定基準等を定める。

なお、申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させ、選定基準に照らし、最も適切かつ効率的な管理を行うものを選定する。

※ 選定の基準（例えば、以下のように規定する。）

ア 住民の平等利用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。 等

(2) 管理の基準（第244条の2第4項）

住民が公の施設を利用するに当たっての「休館日」、「開館時間」、「使用許可の基準」、「使用制限の要件」、「管理を通じて取得した個人情報の取扱い」等、当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である基本的事項を定める。

ただし、細目にわたる事項を規則に委任することは差し支えない。

(3) 業務の範囲（第244条の2第4項）

指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり「施設の維持管理」、「事業の内容」、「使用の許可」等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて具体的に設定する。

(4) 利用料金制度について（第244条の2第8項）

利用料金制度は、平成3年の法改正により、公の施設の管理運営に当たって管理受託者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共団体及び管理受託者の会計事務の効率化をも図るために創設されたものである。指定管理者制度においても利用料金を指定管理者の収入として収受することができる。

利用料金は、公の施設の「使用料」（第225条）に相応するものである。したがって指定管理者制度が導入された公の施設では、利用者からの利用料を直接指定管理者に収入できる「利用料金制」とするか、使用料として市の歳入とするかは、個々の条例で定めることとなる。

5 指定管理者制度で実施できる業務（第244条の2第4・8・9項）

指定管理者が施設管理に伴って、行なえる業務は次のとおりである。

- (1) 条例の定めるところにより使用許可を行うこと。(使用料の強制徴収、行政財産の目的外使用許可はできない。)
- (2) 条例の定めるところにより利用者からの料金を自らの収入として収受すること。(利用料金制度)
- (3) 条例に定められた基本的枠組み(金額の範囲、算定方法等)の中で、市長の承認を得て自ら利用料金を定めること。(承認料金制)

6 指定管理者の指定

(1) 指定について

- ①市と指定管理者は取引関係に立つ(指定管理者のサービスを地方公共団体が買い上げる。)ものではないので、いわゆる「請負」には当たらない。
- ②指定管理者の指定は行政処分的一种であり、契約ではない。したがって、地方自治法の契約に関する規定の適用はなく、同法に規定する「入札」の対象にはならない。
- ③指定管理者は「法人その他の団体」であるため、個人は指定できない。ただし、法人格は必要ない。

(2) 指定に当たっての議会の議決(法第244条の2第6項)

指定管理者の指定に当たっては、議会の議決を要する。議決すべき事項は「対象となる公の施設の名称」、「指定管理者となる団体の名称」、「指定期間」等である。

(3) 指定の期間(第244条の2第5項)

管理が適正かつ効率的に行われているかをチェックし見直す機会を設けるため、期間を定める。施設の目的や実情によって数年から数十年にわたるものまであり得るが、合理的な理由のない長期間の指定は不適切である。

7 モニタリング

モニタリングとは、施設の管理運営について日常的、継続的に確認を実施する手段である。公の施設の適正な管理運営を確保するため、市による指定管理者の適切なモニタリングは、地方自治法上義務とされており(第244条の2第7項)指定管理者に毎年度終了後の事業報告書の提出を義務付けるとともに、協定書及び事業計画書等の記載事項に基づき管理運営の業務又は経理の状況について確認を行なう。

8 調査・指定の取消し等(第244条の2第10・11項)

施設管理の適正を期するため、指定管理者に対して管理業務に係る業務内容又は経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。指示に従わない場合やその他指定管理者による管理の継続が適当でないと認められる場合には、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部を停止することができる。

9 不服申し立て等

(1) 不服申し立て(第244条の4)

公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、市長がした処分について県知事へ審査請求することができる。

(2) 損害賠償責任(国家賠償法第2条)

施設の設置又は管理において利用者に損害が生じた場合や、管理業務の執行に当たっての指定管理者の行為(暴力等)が原因で利用者に損害が生じた場合は、設置者たる

市が賠償責任を負う。

Ⅱ 指定管理者制度を導入する場合の取扱い

指定管理者制度を導入する場合（既に指定管理者制度を導入している施設にあっては、指定期間の満了等に伴い指定管理者を選定する場合）の取扱は、次のとおりとする。

1 条例の制定・改正

条例の整備に当たっては、指定の手続き、管理の基準及び業務の具体的範囲等について条例で規定する必要があるが、これらの具体的内容がそれぞれの施設で異なるため、総則的な条例は制定せず、個別条例ごとに制定・改正により行なうものとする。

2 公募・非公募の決定

指定管理者の候補者選定は、原則公募とする。

ただし、「一定期間毎に指定を見直す」「管理運営を包括的に委任する」という制度のしくみに照らして、公募により、当該施設の設置目的や制度趣旨（経費節減、サービスの向上）が図れないと判断される場合には、特定の者を候補者としてすることができることとする。この場合にあっては、その根拠を明確にするものとする。

＜公募によらない施設（例）＞

- 地域密着型施設
地域住民が専ら使用している施設や地域住民が構成する団体が管理運営をしている場合
- その他、公募を行わない合理的な理由がある場合

3 指定期間

指定管理者を指定する期間は、原則 5 年以内とする。ただし、特別な理由がある場合は、相当期間とする。

4 債務負担行為の設定

指定管理者に対して複数年にわたる委託費の支出が発生する場合は、債務負担行為を議会の議決を経て予算に定めることとする。

5 使用許可（使用許可権限のある場合）

法令等により定めがある場合を除き、指定管理者に権限を委任することにより、公の施設の効果的・効率的な管理が図られる施設については、原則として指定管理者に権限を委任するものとする。

6 利用料金制度

利用者からの料金は、法令により事業主体（市）が徴収するものとされている施設を除き、地方自治法第 225 条の規定による使用料（市の歳入）ではなく、同法第 244 条の 2 第 8 項による利用料金（指定管理者の収入となる）によることを原則とする。

利用料金は、条例の定めるところにより指定管理者が市長の承認を得て定める。

7 指定管理者の募集

(1) 募集の方法

指定管理者を公募するに当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を那覇市公報に登載するものとする。また、市民の友及びホームページ等により広く市民への周知を図るものとする。

- ①管理を行う公の施設の名称及び所在地
- ②選定の基準
- ③指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- ④指定期間
- ⑤申請方法
- ⑥申請を受付する期間
- ⑦その他市長が別に定める事項

(2) 募集要項の作成

条例及び規則に定めた指定管理者に係る管理の基準等を基に、実務上必要となる細目について検討し、その中で公募に際し周知すべき項目について、要項を整備する。特に、応募者の資格については、反社会的勢力の排除を進めるため、「暴力団排除」についての条項を盛り込むものとする。

(3) 公募期間

公募の期間は、原則２か月以上確保するものとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

8 指定管理予定候補者の選定及び指定管理者の指定

(1) 指定管理予定候補者の選定

①選定委員会の設置

適正な団体を指定管理予定候補者として選定するため選定委員会を設置するものとする。

選定委員会は、「那覇市附属機関の設置及び運営に関する指針」２に規定する「附属機関」とし、その設置については、同指針に定めるところによるものとする。

その設置目的及び審議事項が類似する附属機関を設置している部署については、当該附属機関へ諮問し答申を受けるものとする。

適切な審議を行なうため必要に応じ同指針４-(２)及び５-(２)により、当該附属機関の委員（臨時委員等を設置した場合はこれを含む。）で組織される下部機関（分科会、部会等）を選定委員会として設置して弾力的、機動的な運営を図るものとする。

②委員の除斥

委員は、自己に直接又は間接に利害関係がある事案については、その議事に参与することができない。

このため、応募団体が確定した段階で、各委員が応募団体と利害関係を有しないことを確認するものとする。利害関係を有することが判明した場合は、当該委員を変更する等の措置を講じるものとする。

③選定基準

当該公の施設の設置目的や性質等を考慮し、条例等に規定するものとする。

④選定方法

ア 委員ごとに指定管理者選定基準表（採点表）に示す項目ごとに採点し、その合計点が高い順に順位をつける。そして、順位を第１位とした委員の数が最も多い団体を指定管理予定候補者に選定する。また、順位を第１位とした委員の数が次に多い団体を次点候補者に選定する。

イ 上記アにおいて、順位を第1位とした委員の数が同数の団体が2者以上ある場合は、当該団体の順位を第2位とした委員の数が最も多い団体を指定管理予定候補者とする。

ウ 上記イにおいて、順位を第2位とした委員の数が同数の団体が2者以上ある場合は、当該団体の順位を第1位とした委員の当該団体に係る採点の合計点が最も高い団体を指定管理予定候補者とする。

エ 公募結果として応募が1団体の場合、又は非公募とした場合においては、各委員の合意でもって指定管理予定候補者とする。

オ 上記アからエにかかわらず、各委員の採点結果が募集要項に示す基準点（基準割合）に満たない場合は選外とする。

カ なお、今までの応募状況や施設の目的及び性質等を考慮し、上記の選定方法になじまない合理的理由がある場合、又は、より良い公平、公正な選定方法がある場合は、独自の選定方法をとっても差し支えないものとする。

⑤選定結果の通知

選定結果については、指定管理予定候補者の選定に係る庁議承認後速やかに応募全団体に通知するものとする。

(2) 選定結果の公表について

選定手続きの公平性、透明性を確保するとともに、市民に対する説明責任を果たす観点から以下のとおり選定結果の公表を行なうものとする。

①公表時期

指定管理予定候補者の選定に係る庁議承認後にホームページにて公表を行なうものとする。

②公表様式

別紙様式を参考に各部等で作成を行うものとする。

③公表に当たっての留意事項

ア 選定委員会における審議内容（委員からの質疑及び検討事項とされたもののうち主な事項等）については、各委員への説明又は了解を得た上で決裁し公表するものとする。

イ 公表に当たっては、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

(3) 指定議案の議決

指定管理予定候補者の選定に係る庁議承認後は、指定議案の議決手続きに入るものとする。

(4) 指定の告示・通知

指定管理者の指定の議決を経て、指定管理者を指定したときは、告示するとともにその結果を応募全団体に通知するものとする。

(5) 議決による不指定への対応

選定委員会で候補者として選定された団体が、市議会での議決の結果、指定管理者として指定されないことも想定される。

その場合、次点候補者がいる場合にはその団体を候補者として議会に諮るのか、または不指定通知を行なった上で再度公募・選定手続きを行なうのか手順を事前に定めておくことが望ましい。

(6) 協定の締結

指定管理者を指定した場合は、公の施設の管理運営について、指定管理者との間に協

定を締結するものとする。

協定は、原則として、指定期間全般についての「基本協定」及び年度ごとの「年度協定」を締結するものとする。

① 基本協定

指定期間、業務内容、管理物件、指定管理者の責務、事業計画書の作成・提出、利用料金の取扱い、指定管理料及びその支払方法、職員の配置、事業報告書の作成・提出、物品の所有権の帰属、減免の取扱い、リスク管理・責任分担、個人情報保護、事務引継、事業の継続が困難になった場合の措置、指定の取消し 等

② 年度協定

指定管理料の額及びその支払方法等

9 庁議の承認を必要とする事項

次の事項については庁議の承認を得て決定するものとする。

- ①選定委員会の委員の選定
- ②募集要項
- ③指定管理者選定基準表（採点表）
- ④指定管理者予定候補者の選定

10 モニタリングの実施

(1) 指定管理者によるセルフ・モニタリング

①業務記録及び月次報告

指定管理者は、日々の業務の実施状況、施設で生じた事故や課題等を記録した日報を基に月報を作成し、市へ提出するものとする。

②事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関する事業報告書を作成し、市へ提出するものとする。

記載事項は、以下のようなものであり、市が定める。

- ア 管理業務の実施状況
- イ 利用状況（利用者数、使用者拒否等の件数・理由等）
- ウ 利用料金収入の実績、管理に要した経費等の収支の状況等

③利用者アンケート

ア 指定管理者は、アンケート調査等の方法により利用者の意見や要望等を把握し、市へ報告するものとする。

イ 指定管理者は、利用者等の苦情等及びその対応状況について市へ報告するものとする。

(2) 市によるモニタリング

①業務検査

指定管理者から提出される月例報告書及び事業報告書等に基づき管理業務の実施状況や利用状況、利用料金収入の実績や管理運営経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を確認するものとする。

②財務検査

施設の安定的、継続的な管理運営を確保することを目的として指定管理者の財務状況の把握に努めるものとする。

(3) 事業の評価・指導

指定管理者から提出された報告書等と市のモニタリング結果等を元に評価を行い、必

要に応じて指定管理者に対し適切な指示及び助言等を行うものとする。

(4) 指定の取消、業務の停止措置

指定管理者による管理が、地方自治法第244条の2第11項の規定に該当する場合は、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の一部の停止も視野に入れて、指定管理者への対応を検討するものとする。

11 市が直営する場合の措置

(1) 指定管理者制度導入の再検討

市が直営している施設については、常に当該施設の管理のあり方について検証し、指定管理者制度を適用することが適当であると判断した場合は、この運用指針に定めるところにより指定管理者制度へ移行するものとする。

(2) 新設する場合の措置

新たに設置しようとする公の施設の管理については、個別法によりその管理者を規定している場合を除き、供用開始当初から原則として指定管理者制度を導入するものとする。

12 公の施設の管理運営を行っている公共的団体等について

今後、公共的団体等が運営している施設について、民間事業者等との競争関係におかれることが予想される。そのためには、施設の管理コスト（本部経費等の区分）などの明確化を図る必要がある。併せて、公共的団体職員の処遇を含め、これまでのノウハウを活かしたさらなる経営改善（コスト削減・市民サービスの質の充実）を図るものとする。

13 指定管理者制度導入(更新)にむけたスケジュール

指定管理者制度を導入する場合、又は指定期間の終了に伴い再度指定手続きを進める場合などの基本的スケジュールは、概ね次頁【参考】のとおりである。また、公募の実施が広く知られるよう、正式な公募の前から、導入済み施設については更新時期等を、新規導入施設については導入時期等を、前年度又は公募前の早い時期に周知するものとする。

なお、周知事項は、次に掲げる事項について、可能な範囲で情報提供を行うものとする。

- (1) 公の施設の名称及び所在地
- (2) 公募期間
- (3) 指定管理期間
- (4) 指定管理料
- (5) 施設概要
- (6) 業務内容
- (7) その他

付則

この指針は、平成22年7月30日から施行する。

付則

この指針は、平成22年9月13日から施行する。

付則

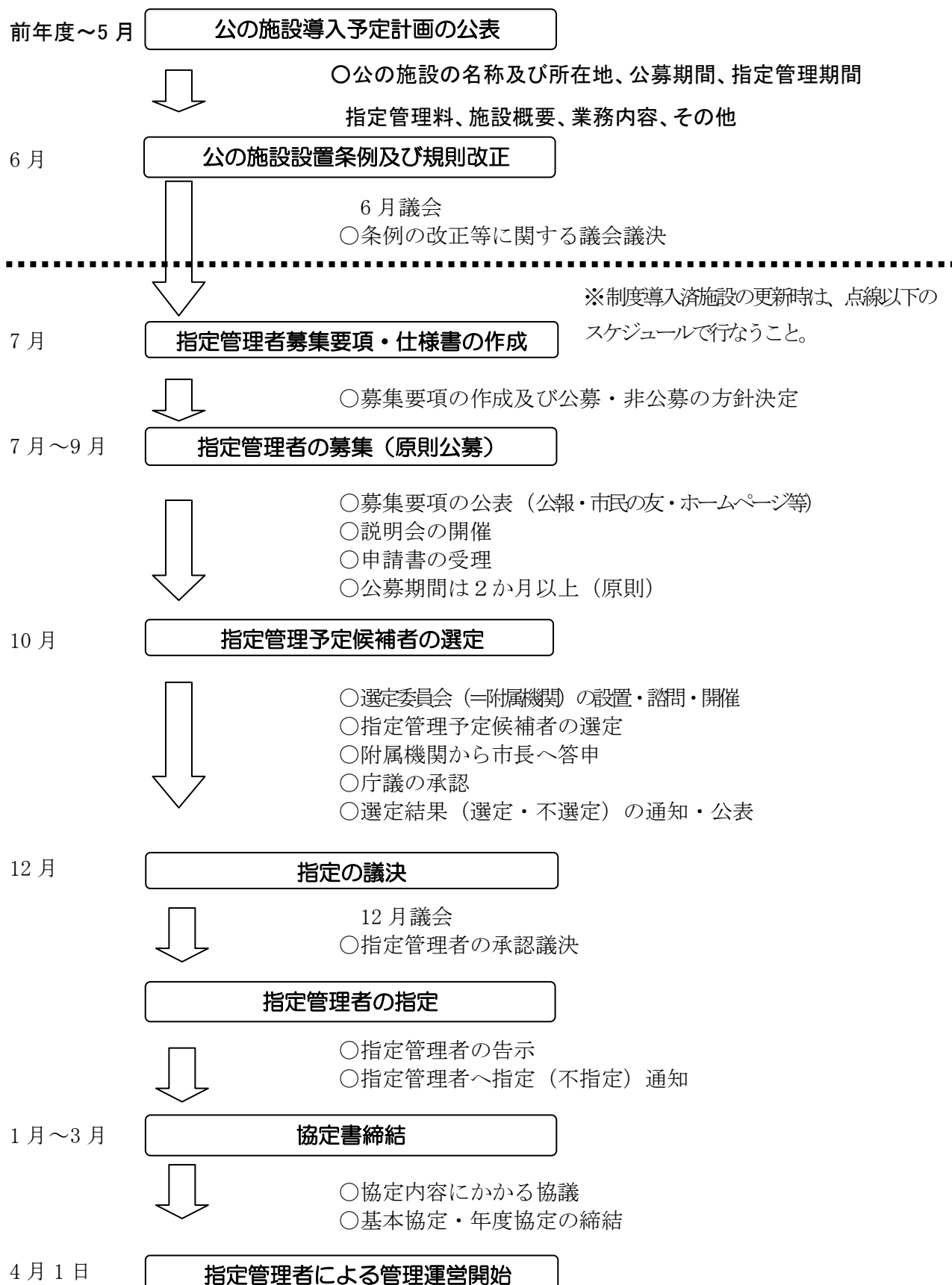
この指針は、平成24年2月6日から施行する。

付則

この指針は、平成24年7月19日から施行する。

【参 考】

指定管理者制度導入(更新)スケジュール



受益者負担の適正化（使用料の見直し）
に関する指針

平成19年10月
那覇市役所
企画財務部経営企画室

目 次

一	基本的考え方	・・・・・・・・ p1
1	使用料設定の基本	
	(1) 使用料設定に関する基本的考え方	
	(2) 検討対象施設	
2	原価の算定	・・・・・・・・ p2
	(1) 原価算定の基本的考え方	
	(2) 使用料算定の方法	
3	施設の性質別分類と負担割合	・・・・・・・・ p4
	(1) 性質別分類に関する基本的考え方	
	(2) 性質別分類	
	(3) 各分類枠の考え方と受益者負担割合	
	(4) 施設を各分類枠へ仕分けする方法	
二	円滑な改定のための措置	・・・・・・・・ p6
1	激変緩和措置	
2	受益者負担適正化の実施にあたって	
3	指定管理者制度導入施設	
4	改定のサイクル	
三	減額・免除制度について	・・・・ p7
1	減額・免除制度の基本的考え方	
2	その他の取り扱い	

一 基本的考え方

1 使用料設定の基本

(1) 使用料設定に関する基本的考え方

① 受益者負担の原則

市民が市の施設を利用する際、利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、利用する人が応分の負担(使用料等)をすることによって、はじめて利用しない人との負担の公平性が確保される。これが受益者負担の考え方である。

施設の建設費、維持管理費等の経費については、その総てを公費で負担することは困難であるから、「受益者負担の原則」に基づき、原価(コスト)について受益者に応分の負担を求めることとする。

② 算定方法の明確化

市が受益者に応分の負担を求めるためには、使用料の積算根拠を明らかにし、市民に分かりやすく説明できるようにする必要がある。

国や県が算定している経費を基に使用料を定めているものや、近隣市町村との統一基準により改定を行っているものについても、基本的には市独自の算定方法を明確にしていくものとする。

そこで、積算根拠の明確化に向けて、原価のあり方や負担割合などの定め方に係る基本的な考え方について整理することとする。(2ページ以降参照)

使用料算定の基本的方式は、下記のとおりとする

使用料算定の基本的方式

使用料＝ 原価 × 施設の性質別負担割合

原価:施設の維持管理費、人件費等を基に算定

性質別負担割合:各施設サービスの性質別分類に基づき受益者が負担する割合(4ページの「3 施設の性質別分類と負担割合」参照)

(2) 検討対象施設

次の①②の施設以外は、総て検討対象施設とし、目的外使用に係る場合は除くものとする。

※予算科目の使用料収入にあたる施設に限定しない。(負担金収入・雑入の施設なども一部含む)

① 算定方法が法令等で定められている施設

(国・県の機関が算定している経費を基に使用料額を定めている施設。)

例:市営住宅

② 措置または介護サービスとしての施設

例:知的障害者援護施設、デイサービスセンター

2 原価の算定

(1) 原価算定の基本的考え方

① 原価の基礎

従来、市が使用料の積算根拠としてきたのは、光熱水費、清掃料、修繕費など施設の維持管理経費の一部が主なものであった。しかし、「負担の公平性」を確保する観点からは、従来の経費だけではなく、施設の建設からサービスの提供に至る全ての経費を対象とした上で、妥当と思われる「積算根拠」を選定し、適正な受益者負担額(＝使用料)を設定する必要がある。

そこで、施設の整備・運営に要する経費である①維持管理費、②職員人件費、③備品購入費(減価償却費)④用地取得費、⑤建物建設費(減価償却費)等のうち、専ら市民が日常的に利用する部分に要する経費を使用料の「原価の基礎」とすることが妥当である。

すなわち、従来の「①維持管理経費」に、「②職員人件費のうち施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費」及び「③高額備品を除く備品購入に要する経費」を加えて、新たな「原価の基礎」とするものとする。

② 公費で負担する範囲

(ア) 土地及び建設費

当該施設に係る土地代、建物建設費を使用料の積算根拠に含めることは施設の設置及び管理に係るフルコストという意味では必要であると考えられる。一方、これらの施設は「市民全体の財産」であり、土地代、建物建設費については、全ての市民に利用の機会を提供するための費用であると考えられ、使用料の対象となる経費からは除外することが適当である。

よって、使用料の「原価の基礎」には、原則として土地代や建物の減価償却費は含まないものとする。

(イ) 大規模修繕費及び高額備品購入費

施設の維持管理費のうち大規模修繕費(おおむね1千万円以上)や高額備品購入費(おおむね百万円以上)についても、上記(ア)の経費に準じるものとして公費で負担するものとする。

<公費負担の範囲>

- ・用地取得費(用地賃借料を含む)
- ・建物建設費(減価償却費含む)
- ・維持管理費(大規模修繕費、高額備品購入費)
- ・職員人件費(下記の人件費を除いた、施設の事業運営等に係る人件費)

< 受益者負担の範囲 >

- ・恒常的維持管理費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、役務費、委託料、修繕費、使用料及び賃借料等)
- ・備品購入費(減価償却費含む) ※耐用年数:減価償却資産の耐用年数等に関する省令による
- ・職員人件費(施設の維持管理や貸出し業務等に係る人件費)

(2) 使用料算定の方法

① 原価の単位

原価の単位は、次の(ア)(イ)(ウ)に大別する。

(ア) 1㎡当たりの時間原価

会議室の利用のように、ある一定の部屋(区画)を、貸し切り(占有)で利用する場合については、1㎡・1時間当たりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じ施設ごとの「原価」とする。ただし、公民館等同一種類の施設については、当該同一種類の全施設について統一した「原価」を設定することができる。

$$1\text{㎡}\cdot 1\text{時間当たりの原価} = (\text{恒常的維持管理費} + \text{備品購入費} + \text{職員人件費}) \div \text{施設面積} \div \text{年間使用可能時間}$$

※年間使用可能時間＝前年度の使用実績を基に設定した、当該年度の使用時間

(イ) 利用者1人当たりの原価

温水プールなどのように、ある一定の部屋(区画)を、不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者1人当たりの原価を単位とする。

$$1\text{人当たりの原価} = (\text{恒常的維持管理費} + \text{備品購入費} + \text{職員人件費}) \div \text{施設利用者目標数}$$

※施設利用者目標数＝前年度の利用実績を基に設定した、当該年度の利用者数

(ウ) 付帯設備の原価

施設に付帯している冷房、音響設備及び特殊な照明等の設備については、利用者が選択可能な場合は、(ア)とは別に、1時間当たりの原価を算定する。

$$1\text{時間当たりの原価} = 1\text{時間当たりの原価 (理論値又は実績値)}$$

② 使用料の算定式

会議室の利用のように、ある一定の部屋(区画)を、貸し切り(占有)で利用する場合についての使用料の算定は以下のとおりとする。

$$1\text{時間当たりの使用料額} = \text{原価}(1\text{m}^2\text{当たりの時間原価} \times \text{貸出面積}) \times \text{性質別負担割合}$$

性質別負担割合:各施設サービスの性質別分類に基づき受益者が負担する割合
(5ページ「(3)各分類枠の考え方と性質別負担割合」参照)

※ 使用料算定式の特例

- (1) 祝祭日に利用する場合は、上記算定式にかかわらず、用地取得費等の一部を受益者負担の範囲に含めて使用料を設定できるものとする。
- (2) 入場料等を徴収するなど営利を目的とする場合は、上記算定式にかかわらず、用地取得費等の一部を受益者負担の範囲に含めて使用料を設定できるものとする。

3 施設の性質別分類と負担割合

各施設サービスの性質別分類に関する基本的考え方と、受益者・行政の負担する割合について以下のとおり定める。

(1) 性質別分類に関する基本的考え方

市の施設には、公園や道路などのように日常生活に必要不可欠で、市場では提供されにくいものがある。一方、体育施設や公民館など特定の市民が利益を受けるサービスで、民間にも類似のサービスが存在するものもある。

使用料の設定に当たっては、このような施設ごとのサービスの内容について検討し、サービスの性質別に、原価に対する「受益者負担割合」を設定するものとする。

(2) 性質別分類

施設ごとのサービス内容に基づく性質別分類は、前記(1)に基づき、以下の基準による仕分を組み合わせることにより、4分類枠(性質別仕分)を設定し、それぞれの施設が、どの分類枠に属するかを整理する方法により行う。

(ア) サービス内容が必需的か選択的かによる区分【横軸】

① 必需的サービス

市民の日常生活においてほとんどの人に必要とされるサービス

② 選択的サービス

生活や余暇をより快適にするためのサービスで、人によって必要性が異なるサービス

(イ) サービスの内容が私益的か公益的かによる区分【縦軸】

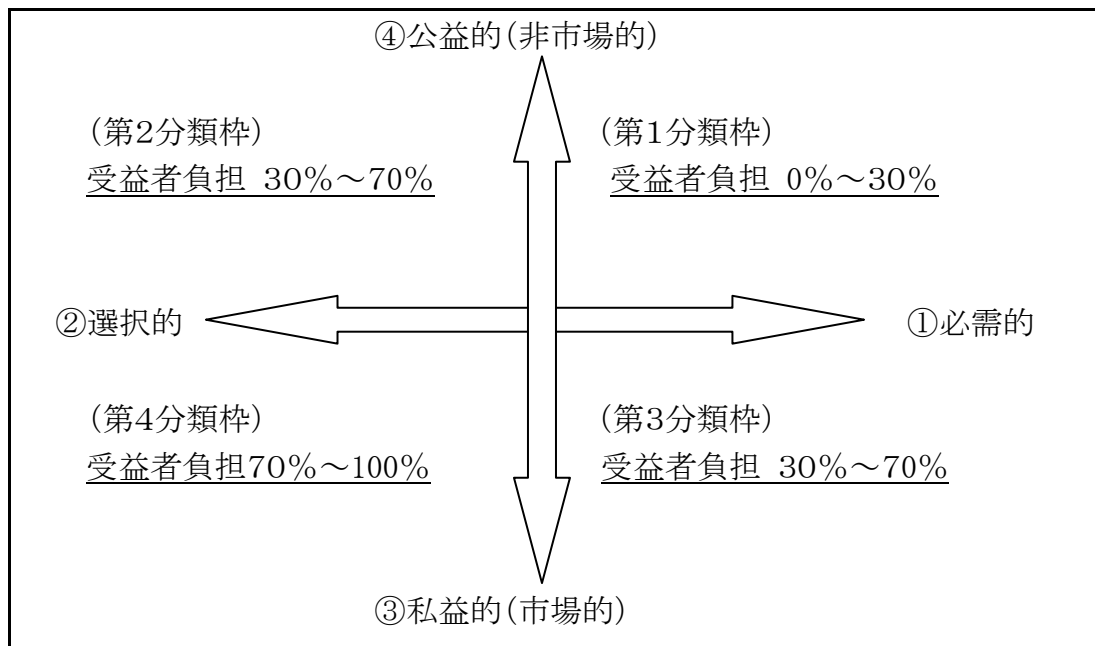
③ 私益的(市場的)サービス

民間でも同種類似のものが提供されているサービス

④ 公益的(非市場的)サービス

民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

(3) 各分類枠の考え方と性質別負担割合



○第1分類枠・・・必需的・公益的サービス

専ら行政が提供するサービス

受益者負担割合は、0%~30%

○第2分類枠・・・選択的・公益的サービス

人によって必要性が異なるが、民間にはあまりないサービス

受益者負担割合は、30%~70%

○第3分類枠・・・必需的・私益的サービス

主として行政が提供しているが、民間にもあるサービス

受益者負担割合は、30%~70%

○第4分類枠・・・選択的・私益的サービス

人によって必要性が異なり、民間にもあるサービス

受益者負担割合は、70%~100%

(4) 施設を各分類枠へ仕分けする方法

施設を各分類枠へ仕分けする際は、施設の設置目的及び機能、事業内容、利用対象者、類似施設との比較等によって行う。

二 円滑な改定のための措置

1 激変緩和措置

本指針に基づき、使用料の原価の基礎に「職員人件費」を加えることや、施設の性質別分類を行うことにより、使用料が急激な負担増とならないようにするため、激変緩和措置をとることとする。

措置としては、現行料金の額に応じて、以下のとおり上限改定率を設定する。

現行料金	上限改定率
500円以下	50%
500円を超え2,000円以下	40%
2,000円を超え10,000円以下	30%
10,000円を超える	20%

※ 現行料金とは、施設使用の場合は1時間当たりの、プール等の個人利用の場合は1回当たりの利用料金とする。 ※新規に算出する場合は、この限りではない。

2 受益者負担適正化の実施に当たって

本指針の基本的な考え方を踏まえた上で、個々の施設において次に掲げる現況を考慮のうえ実施する。

- (1) 近隣市町村や類似団体並びに民間施設と比較して使用料額に著しい乖離がないかどうか。
- (2) その他使用料を改定することにより、利用率の低下等施設本来の利用目的を損なう恐れがないかどうか。

3 指定管理者制度導入施設

当該施設に指定管理者制度を導入する際は、あらかじめ本指針に基づき、使用料の算定や政策判断としての減額免除の範囲について、双方で協議を行い協定書を締結するものとする。

また、既に導入している施設については、本指針に基づく使用料金と現行料金を比較し、現行料金が下回る場合は、次年度以降の使用料金の適正化について指定管理者と協議を行うものとする。

4 改定のサイクル

一定の期間ごとに見直しを行うこととし、原則として4年ごとの見直しとする

三 減額・免除制度について

1 減額・免除制度の基本的考え方

減額・免除制度については、「受益者負担の原則」徹底の観点から、あくまでも「政策的で特例的な措置」であることを確認し、その適用については、真にやむを得ないものに限定する。また、よりいっそうの公平性・公正性を確保するため、減額・免除については、以下のとおり共通の適用事由及び設置目的に応じた個別事由を定め、できるだけ共通の対応となるよう基準の統一を図るものとする。

ただし、その他市長が特に必要と認める場合は、以下の規定とは別に免除若しくは減額できるものとし、又は免除若しくは減額しないことができるものとするが、その場合でも「市民負担の公平性」と「公共性・公益性」とを十分検討した上、判断するものとする。

(1) 共通の適用事由

個人にかかる規定	団体にかかる規定
①障害者(介助者1名含む)が利用するとき【減額】	①本市及び本市の機関が主催するとき【免除】 ②当該施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で利用するとき【免除】 ③本市及び本市の機関が共催するとき【減額】 ④公共的団体、登録団体等が行政活動への協力目的で利用するとき【免除】 ⑤構成員の半数以上が障害者の団体が利用するとき【減額】

(2) 設置目的等に応じた個別適用事由

個人にかかる規定	団体にかかる規定
①65歳以上の者が利用するとき【減額】 ②学齢前の幼児、小・中学生並びに高校生が利用するとき【減額】	①市内の保育園、幼稚園、小・中学校及びその他の学校が教育目的で利用するとき【減額】 ②公共的団体が本来の活動目的で利用するとき【減額】 ③構成員の半数以上が65歳以上の団体が利用するとき【減額】 ④構成員の半数以上が中学生以下の団体が利用するとき【減額】

※ 団体にかかる規定（原則10人以上とする）

(3) 回数の制限

施設の利用については、年間の開館時間から利用には一定の限界が生じる。そこでより適切かつ公平な施設利用を促進するため、減額・免除の適用について、必

要に応じ、回数制限等を設けることができるものとする。

(4) 団体にかかる減額の設定

団体にかかる減額については、団体の属性によって異なる場合、収納事務上の煩雑さが増すことから、できるだけ簡素な構造とする。また、利用者・非利用者間の公平性を担保する上からは、利用者である受益者が負担する分と、市(公費)が負担する分を「等分」とする。

従って、一律に5割減額とする。

(5) 個人にかかる減額の設定

個人については、以下のとおりとする。

なお、適用する施設は、プール、トレーニング室など個人利用を想定した施設に限るものとする。ただし、減額・免除規定の適用後の金額で使用料を設定できるものとする。

通常料金に対して

障害者	5割減額
65歳以上	〃
高校生	2.5割減額
小中学生	5割減額
学齢前の幼児	7.5割減額

2 その他の取り扱い

(1) 免除・減額事務の省略

使用料を減額・免除する場合、基本的にはその都度申請に基づき決定すべきものであるが、利用者にとって事務手続きが煩雑になるため、申請の簡素化を図る。

(2) 資格の有無の確認

減額・免除を適用するために、資格の有無を確認する必要がある。特に、今回の見直しでは、①年齢、②障害の有無、③団体の構成人数、④団体の性格等が判断基準となっていることから、それぞれについて妥当な方法により確認をするものとする。